

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

本講義要項には上記作成日付時点の情報が掲載されており、変更となる場合があります。

各自必ず、科目登録の前に最新の情報をWebシラバスにて確認してください。
Webシラバス: www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA101.php

○目次	共通科目	: P. 2～
	民事法学 専修科目	: P. 7～
	公法学 専修科目	: P. 38～
	基礎法学 専修科目	: P. 60～
	民事法学 その他科目	: P. 69～
	公法学 その他科目	: P. 89～
	基礎法学 その他科目	: P. 102～
	先端法学専攻科目※	: P. 112～

※先端法学専攻の科目は、他専攻学生は履修できません。

法学研究科

科目名	法学研究の基礎I		
担当教員	安部 圭介@上野 達弘@大澤 慎太郎@大橋 麻也@中村 民雄@萬歳 寛之@文 元		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

※オムニバス科目のため、曜日時限が変更となる場合があります。各講義回によって、オンデマンド、対面授業等、授業形態が異なります。

本講義は、これから早稲田大学大学院法学研究科で研究生活を始めようとする新入生を主な対象として、プロの研究者となるために必要な心構えと技法のうち特に大事なことをその意味で、法学研究の基礎を一身につけてもらうことを目標としている。必修科目ではないが、とくに修士1年生の諸君には、専修・専攻にかかわらず、可能な限り、全員の受講をお願いしたい。

具体的には、「ユニットA」(第1回、第3回、第4回)と、「ユニットB」(第2回、第13回)、「ユニットC」(第5回以降)にわけて、下記のテーマを学び、検討する。

- (1)「ユニットA」では、[法学研究の方法・倫理]として、研究論文の執筆作法、研究者倫理(著作の引用方法など著作権への配慮)等を学ぶ。
- (2)「ユニットB」では、[法文献情報の検索収集]として、日本および外国の法令、判例、法学文献(著書・論文)の情報を信頼性の高い情報源を用いて、迅速的確に収集する技法を学び、その練習を行う。
- (3)「ユニットC」では[比較法の実践—多様なアプローチに触れる]として、①各国(帝国やマクロ地域を含む)の法制度の特色を歴史・社会と関連して学び、②担当教員の専門分野の視点から、担当国を使った比較法の実践例等を通じ、比較法による論文執筆の糸口をつかむことを目指す

受講生には、自分の修士論文に直結することしか学ばないという狭い見ではなく、アカデミシャンとしての広い視野を持ち、研究手法の多様性と普遍性に触れ、社会科学の一環としての法律学の研究者としての視点を養ってほしいと考えている。本講義は、そのような願いから、多くの専任教員および図書館スタッフの協力を得て、法学研究科の新入生に提供される講義である。本講義での考察と経験は、諸君がその後に指導教授のもとで各自の専門的な研究を探求する際に、基礎力として大きな意味を持つであろう。

コーディネータ: 萬歳 寛之

科目名	トランスナショナル・プログラム		
担当教員	石田 京子@古谷 修一		
開講学期	集春	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

The Transnational Program is a four-day intensive course in which faculty members and students are invited from overseas institutions for intensive discussions on a single topic. This year's topic is "AI and Financial Law." We will have the program from August 25 (Monday) to 28 (Thursday), 2025. We encourage active participation in this program as it provides an opportunity to interact with scholars and future lawyers from the U.S., Europe, and Asia while you are in Japan. Students who have registered regularly and participated in the entire program will receive a program completion certificate.

科目名	国際交流能力養成科目(英語)I(首藤)		
担当教員	首藤 佐智子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

The objectives of this course are to learn how to help non-Japanese speakers to understand your academic interests and become interested in your research. More specific objectives include becoming accustomed to discussing your research in English, and giving presentations on related topics in English, especially to persons who are unfamiliar with your field. Students may choose the research topics that they will discuss in this course. But the selected research topics should be closely related to your research topic for your degree.

科目名	国際交流能力養成科目(英語)II(首藤)		
担当教員	首藤 佐智子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

The objectives of this course are to learn how to help non-Japanese speakers to understand your academic interests and become interested in your research. More specific objectives include becoming accustomed to discussing your research in English, and giving presentations on related topics in English, especially to persons who are unfamiliar with your field. Students may choose the research topics that they will discuss in this course. But the selected research topics should be closely related to your research topic for your degree.

科目名	国際交流能力養成科目(ドイツ語)I(江口)		
担当教員	江口 大輔		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツ語で学术交流を行うためには、基礎的な語彙と初級文法をしっかりとマスターするほかに、専門的知識をドイツ語で収集する能力の養成も必要になります。母国語と英語に加え別の言語によって情報のソースにアクセスできれば、研究者としての大きな強みにもなります。とはいえ、学術論文を読みこなすのは非常に難しいので、この授業では、ドイツ語で書かれたニュースソースや事典類・入門書の文章を読み取れるようになることを目標に据えます。学术交流のための能力養成においても、初級文法の基礎をしっかりと固めることは非常に大切なので、その点に留意して授業を進めます。

とりわけ語順に関わる規則は丁寧に解説し、文章全体の構造を把握する力をつけることにもっとも重点を置きます。読むテキストとして主に利用するのは、放送局や新聞などの信頼できるメディアがインターネット上で提供しているニュースです。2, 3回の授業で読み切れる長さのもので、時事性の強すぎないものを選択するつもりです。後半には、参加者自身が探してきたニュースや、社会科学系のアカデミックな文章を読みたいとも考えています。

受講者には、初級文法を一通り学び終えている程度のドイツ語力が求められます。まったくの初習者の方でも受講は可能ですが、その場合は、授業が始まるまでの期間に文法書で自習をある程度まで進めておいてください。そして授業開始後も、春学期中に初級文法を終えるくらいのペースで自習を進めてください。あるいは、GECで江口が担当している「ドイツ語文法(入門)」(春クォーター)および「ドイツ語文法(初級)」(夏クォーター)を合わせて受講していただいてもけっこうです。

科目名	国際交流能力養成科目(ドイツ語)Ⅱ(江口)		
担当教員	江口 大輔		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツ語で学术交流を行うためには、基礎的な語彙と初級文法をしっかりとマスターするほかに、専門的知識をドイツ語で収集する能力の養成も必要になります。母国語と英語に加え別の言語によって情報のソースにアクセスできれば、研究者としての大きな強みにもなります。とはいえ、学術論文を読みこなすのは非常に難しいので、この授業では、ドイツ語で書かれたニュースソースや事典類・入門書の文章を読み取れるようになることを目標に据えます。学术交流のための能力養成においても、初級文法の基礎をしっかりと固めることは非常に大切なので、その点に留意して授業を進めます。

とりわけ語順に関わる規則は丁寧に解説し、文章全体の構造を把握する力をつけることにもっとも重点を置きます。

最初の数回は、春学期同様にニュースの文章を読みますが、それより後は、参加者自身が読みたいと思う文章を持ち寄ってもらい、それを読みたいと思います。長い文章の場合は部分的にしか読めませんが、幅広いジャンルのテキストを読めればよいと考えています。研究分野に関係する文章や趣味に関係する文章、あるいは哲学や文学でもかまいません。

受講者には、初級文法を一通り学び終えている程度のドイツ語力が求められます。春学期にはまったくの初習者の受講も認めますが、秋学期には全ての受講者が初級文法の知識を持っているという前提で授業を進めます。

科目名	国際交流能力養成科目(フランス語)I(マニゴ)		
担当教員	マニゴ ヴァンサン		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

大学院へ進学すると、論文投稿や研究計画など、フランス語のレジюме(要約文)を書く機会があります。レジюмеを書くためには、文法や語彙に関する知識が必要であるだけでなく、どの情報が最も重要で、なぜ重要なのかを素早く理解することが大切です。

この授業では、レジюме作成のための読解術と作文術に特化した実用フランス語を学びます。文学や芸術、時事問題、話題のテーマについて書かれたテキストのレジюмеを書いてもらいますが、原文の要点や、その論理構造を素早くつかむための読解力も同時に身に着けていけるようにサポートしていきます。

フランス語でレジюмеを書く際は、自分で言い回しを創作するのではなく、決まった言い方を決まった場面で正しく使えるようになることが大切です。フランス語には、同じ言い回しを繰り返すことを徹底して避けるという伝統がありますので、表現方法を変化させるコツをつかみましょう。

まずは、議論の要点や文章の主旨などを素早く理解し、それを別の表現に言い換えていくことに慣れていきましょう。レジюмеの作成術は、ビジネスの場面においても、プレゼンテーションや議事録作成に活かすことができます。

基本的にフランス語で授業を行いますが、適宜日本語での説明があります。

科目名	国際交流能力養成科目(フランス語)Ⅱ(マニゴ)		
担当教員	マニゴ ヴァンサン		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	共通科目	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

春学期に続き、この授業では、フランス語でのレジюме(要約文)を書く練習をします。

大学院へ進学すると、論文投稿や研究計画など、フランス語のレジюмеを書く機会があります。レジюмеを書くためには、文法や語彙に関する知識が必要であるだけでなく、どの情報が最も重要で、なぜ重要なのかを素早く理解することが大切です。

この授業では、レジюме作成のための読解術と作文術に特化した実用フランス語を学びます。文学や芸術、時事問題、話題のテーマについて書かれたテキストのレジюмеを書いてもらいますが、原文の要点や、その論理構造を素早くつかむための読解力も同時に身に付けていけるようにサポートしていきます。

フランス語でレジюмеを書く際は、自分で言い回しを創作するのではなく、決まった言い方を決まった場面で正しく使えるようになることが大切です。フランス語には、同じ言い回しを繰り返すことを徹底して避けるという伝統がありますので、表現方法を変化させるコツをつかみましょう。

まずは、議論の要点や文章の主旨などを素早く理解し、それを別の表現に言い換えていくことに慣れていきましょう。レジюмеの作成術は、ビジネスの場面においても、プレゼンテーションや議事録作成に活かすことができます。

基本的にフランス語で授業を行います。適宜日本語での説明があります。

科目名	民法研究Ⅰ(大塚)		
担当教員	大塚 直		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

不法行為法の改正を視野に入れつつ、不法行為法に関するわが国の最新論文や判例を適宜選んで検討し、全員で議論する。場合により、英文(アメリカ法)を講読し、わが国の不法行為との比較を行うこともありうる。一方的な講義形式ではない。

予習に90分、復習に30分程度を当ててください

科目名	民法研究II(大塚)		
担当教員	大塚 直		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

不法行為法に関するわが国の最新論文や判例を適宜選んで検討し、全員で議論する。場合により、英文(アメリカ法)を講読し、わが国の不法行為との比較を行うこともありうる。一方的な講義形式ではない。

科目名	民法研究I(三枝)		
担当教員	三枝 健治		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、我が国の問題状況を意識しながら、国際的な各種の契約法原則に関する英語文献を読み進め、比較法研究を行う。取り扱うのは、国際物品売買契約条約(CISG)、ヨーロッパ契約法原則(PECL)、国際商事契約法原則(PICC)、共通参照枠草案DCFR等々であるが、具体的に読み進める文献は参加者の意向や問題関心を聞いたうえで決定する。

科目名	民法研究II(三枝)		
担当教員	三枝 健治		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、我が国の問題状況を意識しながら英語文献を読み進め、アメリカ法を素材に比較法研究を行う。取り扱うのは、アメリカ契約法、不法行為法、家族法等であるが、本年は契約法を扱うことにしたい。具体的に読み進める文献は参加者の意向や問題関心を聞いたうえで決定する。アメリカ契約法が我が国の契約法にどのような示唆を与えうるものかを考えることも授業の目的の一つである。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	民法研究I(青木)		
担当教員	青木 則幸		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

比較法の手法を用いた民法財産法研究を行い、日本の学界に向けた発信を行う基礎力の養成を目的とする。具体的には、①出身国の法状況について日本で発表された論文を紹介しその論文に対するコメントを加える、②出身国の法状況について、一定のテーマについて自力で調査をして報告をする、という方法のいずれかを選んで報告を行ってもらい、各報告を基礎に、各自の比較法対象国の法制度や議論との比較を行ってもらう。受講生の研究分野は限定しないが、物権、担保物権、および、金融担保法の検討を中心に行う。

科目名	民法研究II(青木)		
担当教員	青木 則幸		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

比較法の手法を用いた民法財産法研究を行い、日本の学界に向けた発信を行う基礎力の養成を目的とする。今学期は、受講生の研究テーマに関連する日本の論文、あるいは、判例評釈の報告を行ってもらい、各報告を基礎に、各自の比較法対象国の法制度や議論との比較の議論を行う。受講生の研究分野は限定しないが、授業では、主に、物権、担保物権、および、金融担保法の検討を行う。

科目名	民法研究I(山口)		
担当教員	山口 齊昭		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

最新の判例を全体で検討するとともに、各自の修士論文、博士論文の研究報告を行う。
授業形態については、大学の方針に従いながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況および受講者の状況を勘案し、一部の受講者に不都合が生じないように配慮しながら判断する。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	民法研究II(山口)		
担当教員	山口 斉昭		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

最新の判例を全体で検討するとともに、各自の修士論文、博士論文の研究報告を行う。
 授業形態については、大学の方針に従いながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況および受講者の状況を勘案し、一部の受講者に不都合が生じないように配慮しながら判断する。

科目名	民法研究I(大場)		
担当教員	大場 浩之		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は、対面で行われる。民法に関するドイツ語文献を講読することを通じて、民法上の諸問題について、日本法とドイツ法を比較しながら理解を深めていくことを目的とする。扱う文献については、参加者と相談の上、決定する。教員からの一方的な講義形式ではなく、学生の報告が前提となる形式であることを認識した上で、受講してほしい。なお、修士論文報告等の研究報告会も適宜行う。

科目名	民法研究II(大場)		
担当教員	大場 浩之		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は、対面で行われる。民法に関するドイツ語文献を講読することを通じて、民法上の諸問題について、日本法とドイツ法を比較しながら理解を深めていくことを目的とする。扱う文献については、参加者と相談の上、決定する。教員からの一方的な講義形式ではなく、学生の報告が前提となる形式であることを認識した上で、受講してほしい。なお、修士論文報告等の研究報告会も適宜行う。

科目名	民法研究I(白石)		
担当教員	白石 大		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この講義では、民法(財産法)の論文または裁判例の検討を行う。論文は最近5年以内に刊行されたもの(20~40頁程度)、裁判例は平成以降のもの(最高裁判例を中心とする)を取り上げる。毎回、報告担当者を割り当て、担当者が自分で選択した論文・裁判例についてその内容と意義などを報告し、その後に受講生全員でディスカッションするという形式を考えている。

科目名	民法研究II(白石)		
担当教員	白石 大		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

春学期の民法研究I(白石)に引き続き、民法(財産法)の論文または裁判例の検討を行う。論文は最近5年以内に刊行されたもの(20~40頁程度)、裁判例は平成以降のもの(最高裁判例を中心とする)を取り上げる。毎回、報告担当者を割り当て、担当者が自分で選択した論文・裁判例についてその内容と意義などを報告し、その後に受講生全員でディスカッションするという形式を考えている。

科目名	民法研究I(橋本)		
担当教員	橋本 有生		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本授業は、家族法分野における比較的新しい裁判例を素材として、現在の家族法の課題を理解し、分析することを目的とする。

学生は、過去5年以内(※)に公表された婚姻・親子関係、相続をめぐる重要判例を取り上げ、事実関係、争点、裁判所の判断およびその理由付けを整理した上で、先行判例との異同や学説の動向を踏まえ、検討を行う。

判例報告後には、他の参加者との議論を行い、論点への理解を深めていく。

※適切な判例が見当たらない場合は応相談。

科目名	民法研究II(橋本)		
担当教員	橋本 有生		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

家族法の中で、参加者が関心を有するテーマを取り扱った学術論文を一つ選び、その論文をベースに報告をしていただきます。報告者には、(1)論文の要旨を簡単にまとめ、(2)当該論文の主題についてどのような先行研究があるかを調査し、当該論文の意義を分析したうえで、(3)私見を発表することが求められます。授業の後半では、報告者の発表をもとに、参加者全員で討議をします。

科目名	民法研究I(大澤)		
担当教員	大澤 慎太郎		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

※本授業は「対面」で実施します(ただし、状況に応じて、オンライン授業を組み合わせて実施することも検討されます)。

法学分野に限らずおよそ研究とは、過去と現在とを正しく分析し、将来に向かってある提案をすることが含まれるのかと思います。先人達の偉大な業績を精査すること(「過去」の分析)がもっとも重要な作業であることはいうを俟たないところではありますが、現状分析も弛まずに進めなければならず、膨大な法学的資料が提供される昨今、幅広い分野に目を向けてこれらを実践するのは、(1人では)なかなか難しい状況にあるといえるでしょう。そこで、本授業では、参加者による「法学論文の多読」という手法をもって、この実践の一助にしたいと考えます。すなわち、各回、最低限2名の者(※受講者が少なければ1名)が、指定された論文または各位が関心を有する論文(いずれも、民事法に関するものであれば、雑誌や書籍といった媒体は問わない)の内容を周辺議論も含めて紹介し、その後、参加者全員でこれを討論するといった具合です。分野については特に指定せず行うことが有意かとは思いますが、受講者の希望によっては、特定の分野に絞って検討することも考えます(さらに、「特定の研究者」に係る一連の論文を集中的に扱い、学説ないし学会における位置づけを検討するというのも面白いかもしれません)。また、これも希望によりますけれども、近時めまぐるしく行われている法改正の動向を観察したり、法学にも大きな影響を与えている科学技術への理解を深めたりといった、これもまた一人では難しい学修なども皆さんで行ってみたいとも考えております。

あわせて、適宜、各参加者の研究状況を報告(修士論文や博士論文の進捗状況の報告)してもらい機会も設け、研究のペースメーカーにすると共に、その内容の精度と質を確保することも併せて目指したいと思っております。

科目名	民法研究II(大澤)		
担当教員	大澤 慎太郎		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

※本授業は「対面」で実施します(ただし、状況に応じて、オンライン授業を組み合わせることも検討されます)。

法学分野に限らずおよそ研究とは、過去と現在とを正しく分析し、将来に向かってある提案をするということが含まれるのかと思います。先人達の偉大な業績を精査すること(「過去」の分析)がもっとも重要な作業であることはいうを俟たないところではありますが、現状分析も弛まずに進めなければならず、膨大な法学的資料が提供される昨今、幅広い分野に目を向けてこれらを実践するのは、(1人では)なかなか難しい状況にあるといえるでしょう。春学期(「民法研究I(大澤)」)に引き続き、本授業では、参加者による「法学論文の多読」という手法をもって、この実践の一助にしたいと考えます。すなわち、各回、最低限2名の者(※受講者が少なければ1名)が、指定された論文または各位が関心を有する論文(いずれも、民事法に関するものであれば、雑誌や書籍といった媒体は問わない)の内容を周辺議論も含めて紹介し、その後、参加者全員でこれを討論するといった具合です。分野については特に指定せず行うことが有意かとは思いますが、受講者の希望によっては、特定の分野に絞って検討することも考えます(さらに、「特定の研究者」に係る一連の論文を集中的に扱い、学説ないし学会における位置づけを検討するというのも面白いかもしれません)。また、これも希望によりますけれども、近時めまぐるしく行われている法改正の動向を観察したり、法学にも大きな影響を与えている科学技術への理解を深めたりといった、これもまた一人では難しい学修なども皆さんで行ってみたいとも考えております。

あわせて、適宜、各参加者の研究状況を報告(修士論文や博士論文の進捗状況の報告)してもらおう機会も設け、研究のペースメーカーにすると共に、その内容の精度と質を確保することも併せて目指したいと思っております。

科目名	民法研究I(秋山)		
担当教員	秋山 靖浩		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

民法(財産法)の重要問題を研究する。具体的には、(1)上記問題に関する文献(日本語文献の他、受講生の顔ぶれによってはドイツ語文献を含む)について、受講生に報告をしてもらい、それに基づいて全員で議論する。日本語文献は、ここ数年内に刊行された論文や研究書を予定している。また、(2)受講生各自が取り組んでいる研究のブラッシュアップを目的として、自身の研究状況(論文の進捗状況など)について報告してもらおう機会も設ける。

もっとも、以上はあくまでも予定であり、受講生の顔ぶれや人数・関心によって変更する可能性があることをあらかじめお断りしておく。

なお、本科目は、民事法学専攻の専修科目として設置される科目であり、民法分野に関する専門的知見の他、研究遂行に必要な知識・技能を扱う科目に位置づけられる(当研究科のカリキュラム・ポリシー参照)。

科目名	民法研究II (秋山)		
担当教員	秋山 靖浩		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

民法(財産法)の重要問題を研究する。具体的には、(1)上記問題に関する文献(日本語文献の他、受講生の顔ぶれによってはドイツ語文献を含む)について、受講生に報告をしてもらい、それに基づいて全員で議論する。日本語文献は、ここ数年内に刊行された論文や研究書を予定している。また、(2)受講生各自が取り組んでいる研究のブラッシュアップを目的として、自身の研究状況(論文の進捗状況など)について報告してもらおう機会も設ける。

もっとも、以上はあくまでも予定であり、受講生の顔ぶれや人数・関心によって変更する可能性があることをあらかじめお断りしておく。

なお、本科目は、民事法学専攻の専修科目として設置される科目であり、民法分野に関する専門的知見の他、研究遂行に必要な知識・技能を扱う科目に位置づけられる(当研究科のカリキュラム・ポリシー参照)。

科目名	民法研究I(山本)		
担当教員	山本 敬三		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金2時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Jörg Neuner, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 13. Aufl., 2023の 1. Kapitel Grundlagen及び関連文献を講読・検討することにより、民法の基礎理論について理解を深める。毎回、担当者を指名して、あらかじめ日本語訳を作成した上で、その内容について吟味・検討する。受講生は、ドイツ語の読解能力を有することが望ましい。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	民法研究II(山本)		
担当教員	山本 敬三		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前期開講の民法研究 I に引き続き、Jörg Neuner, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, 13. Auf., 2023の 1. Kapitel Grundlagen及び関連文献を講読・検討することにより、民法の基礎理論について理解を深める。毎回、担当者を指名して、あらかじめ日本語訳を作成した上で、その内容について吟味・検討する。受講生は、ドイツ語の読解能力を有することが望ましい。

科目名	民法研究I(石田)		
担当教員	石田 剛		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金5時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

受講者の人数やバックグラウンドに応じて柔軟に対応するが、さしあたり、民法に関して注目すべき最新裁判例や日本語で書かれた本格的な学術論文を取り上げて検討する。毎回報告担当者を割り当て、報告者が対象判例・論文の意義や問題点などを発表した後、参加者全員で質疑応答を行う。他にも重要な法改正についての立法資料等を読んだり、参加者の希望がある場合には、状況に応じて外国語文献(英語又はドイツ語)を授業の素材として用いることも排斥しない。

科目名	民法研究II(石田)		
担当教員	石田 剛		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金5時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

受講者の人数やバックグラウンドに応じて柔軟に対応するが、春学期の民法研究 I (石田)に引き続き、さしあたり、民法に関して注目すべき最新裁判例や日本語で書かれた本格的な学術論文を取り上げて検討する。毎回報告担当者を割り当て、報告者が対象判例・論文の意義や問題点などを発表した後、参加者全員で質疑応答を行う。他にも重要な法改正についての立法資料等を読んだり、参加者の希望がある場合には、状況に応じて外国語文献(英語又はドイツ語)を授業の素材として用いることも排斥しない。

科目名	民法研究I (金子)		
担当教員	金子 敬明		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Pierre Ortscheidt, Possession et clause de réserve de propriété en droits français et allemand (1983) を講読する。担当者は事前に担当部分の日本語訳を準備し(もともと、授業において、事前に用意したペーパーをただ読み上げることは禁止する)、授業では参加者全員で報告の内容に検討を加える。参加者は、フランス語の読解能力を有することが望ましい。

科目名	民法研究II (金子)		
担当教員	金子 敬明		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 民法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前期開講の民法研究IIに引き続き、Pierre Ortscheidt, Possession et clause de réserve de propriété en droits français et allemand (1983) を講読する(読み終わっていた場合には別のフランス語文献を用意する)。担当者は事前に担当部分の日本語訳を準備し(もともと、授業において、事前に用意したペーパーをただ読み上げることは禁止する)、授業では参加者全員で報告の内容に検討を加える。参加者は、フランス語の読解能力を有することが望ましい。

科目名	商法研究I(箱井)		
担当教員	箱井 崇史		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この講義では、国際海上物品運送法の全体に関する講義をベースとしながら、各テーマについて受講生とのディスカッションを行い、同法に関する深い理解を目指します。
教室では、個々の問題の実務的な背景や、同法の基礎となる条約との比較などに触れつつ、それぞれの問題をできる限り立体的にとらえることに努めます。
【授業は対面で行う予定ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によってオンライン(オンデマンド)で実施することがあります】ツールバーを追加今回は使用しない今後表示しない

科目名	商法研究II(箱井)		
担当教員	箱井 崇史		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前期講義の履修を前提として、裁判例を中心とした各論的研究を継続します。さらに、近時発表されたわが国の論文の検討など、重要問題に関する研究を深めていきたいと思っております。ツールバーを追加今回は使用しない今後表示しない

科目名	商法研究I(鳥山)		
担当教員	鳥山 恭一		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は、教室において行ないます。一定のフランス語能力がある受講者を対象にして、フランス語文献を用いてフランス企業法の判例研究を行ないます。

科目名	商法研究II(鳥山)		
担当教員	鳥山 恭一		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は、教室において行ないます。一定のフランス語能力がある受講者を対象にして、フランス語文献を用いてフランス企業法の判例研究を行ないます。

科目名	商法研究I(大塚)		
担当教員	大塚 英明		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

修士課程あるいは博士課程の学生は、将来、程度の差こそあれ法的課題についての指導的立場に置かれることが多いと思います。そのために最も必要とされる技能は、資料を読解する能力だと考えます。これは、何らかの新しい法理論を思索する能力以上に、着実な研究のために要求される基礎技能です。現代では、各種の法的テーマでこれまで公表された資料は、まさに枚挙にいとまがないくらい膨大です。それらを渉獵したうえで、自分の考え方を示さなければなりません。そのためにはまず先達が表した先行研究をしっかりと理會しておかなければなりません。そこでこの授業では、いくつかの会社法のテーマについて、比較的新しい「論文」を素材としてとりあげ、それらを徹底的に読み込んでいきたいと考えております。いわゆる「輪読会」の形式をとりますが、毎回、どなたかにリーダー的役割を担って頂きます。ご担当の方は、しっかりと論文の該当範囲を理解したうえで、輪読会の席で他の参加者の疑問等にお答えください。なお、春学期の商法研究Ⅰと秋学期の商法研究Ⅱを一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません(いずれかが他方の前提となるわけではありません)。春学期にはコーポレート・ガバナンス、秋学期にはコーポレート・ファイナンスと、テーマ群を二つに分けて扱おうと思っています。

科目名	商法研究II(大塚)		
担当教員	大塚 英明		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

修士課程あるいは博士課程の学生は、将来、程度の差こそあれ法的課題についての指導的立場に置かれることが多いと思います。そのために最も必要とされる技能は、資料を読解する能力だと考えます。これは、何らかの新しい法理論を思索する能力以上に、着実な研究のために要求される基礎技能です。現代では、各種の法的テーマでこれまで公表された資料は、まさに枚挙にいとまがないくらい膨大です。それらを渉獵したうえで、自分の考え方を示さなければなりません。そのためにはまず先達が表した先行研究をしっかりと理會しておかなければなりません。そこでこの授業では、いくつかの会社法のテーマについて、比較的新しい「論文」を素材としてとりあげ、それらを徹底的に読み込んでいきたいと考えております。いわゆる「輪読会」の形式をとりますが、毎回、どなたかにリーダー的役割を担って頂きます。ご担当の方は、しっかりと論文の該当範囲を理解したうえで、輪読会の席で他の参加者の疑問等にお答えください。なお、春学期の商法研究Ⅰと秋学期の商法研究Ⅱを一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません(いずれかが他方の前提となるわけではありません)。春学期にはコーポレート・ガバナンス、秋学期にはコーポレート・ファイナンスと、テーマ群を二つに分けて扱おうと思っています。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	商法研究I(黒沼)		
担当教員	黒沼 悦郎		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

主として外国人院生を対象として、会社法・金融商品取引法の入門書を分担して読み進める。
参加者・参加人数によっては、学術論文を読んだり、作成中の自身の論文や研究テーマについて報告してもらうこともある。

科目名	商法研究II(黒沼)		
担当教員	黒沼 悦郎		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

会社法・金融商品取引法の最近の論文を分担して読み進める。
参加者・参加人数によっては、作成中の自身の論文や研究テーマについて報告してもらうこともある。

科目名	商法研究I(福島)		
担当教員	福島 洋尚		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本科目は、基本的に対面方式による授業を行うが、一部オンラインを利用する。

日本の会社法における上場会社・公開会社法制を検討対象とする。商法研究 I では、上場会社を対象としたい。受講生の希望にもよるが、最初のうちは、これらについての基本文献を読み解くこととし、争点や紛争例を取り上げていきたいと考えている。

科目名	商法研究II(福島)		
担当教員	福島 洋尚		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本科目は、基本的に対面方式により実施しますが、一部についてオンライン方式を利用します。

日本の会社法における上場会社・公開会社法制を検討対象とする。商法研究Ⅱでは、公開会社ノ類型を中心に扱いたい。受講生の希望にもよるが、最初のうちは、これらについての基本文献を読み解くこととし、争点や紛争例を取り上げていきたいと考えている。

科目名	商法研究I(若林)		
担当教員	若林 泰伸		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この講義は商法分野のうち、特に会社法を中心とした組織法や資本市場法を中心とする市場法制について研究していく。

引き続き、最近の企業法制の改革状況について検証していくことにしたい、最近の企業法制の改革状況について検証していくことにしたい(ただし、受講者の希望や他の授業との重複を避けるため、変更の可能性はある)。

私が担当する春学期・資本市場法研究では、主として、各人の研究テーマに関連する問題を取り上げて検討しているが、この講義では、改革の対象となっている企業法制の具体的問題について近時の文献を参照することにより検討も行っていくことにしたい。取り上げるのは、主として、会社法と金融商品取引法である。また、必要があれば、外国法の改革状況も参考にする。

授業の実施方法については、大学・法学研究科の方針に従って、原則として対面授業により実施することを予定している(ただし、受講者とも相談して、リアルタイム配信により授業を実施することもあり得る)。

この授業では、企業法分野における学術情報の検索の能力を高め、企業法に関する専門的知識・技能の修得に役立ち、比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を高めるとともに、双方向の討論を活発に行うことでコミュニケーション力の涵養にも意を用いる。

科目名	商法研究II(若林)		
担当教員	若林 泰伸		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この講義は商法分野のうち、特に会社法を中心とした組織法や資本市場法を中心とする市場法制について研究していく。

春学期の商法研究Iの内容を引き継いで、引き続き、最近の企業法制の改革状況について検証していくことにしたい(ただし、受講者の希望や他の授業との重複を避けるため、変更の可能性はある)。

私が担当する春学期・資本市場法研究では、主として、各人の研究テーマに関連する問題を取り上げて検討しているが、この講義では、改革の対象となっている企業法制の具体的問題について近時の文献を参照することにより検討も行っていくこととしたい。取り上げるのは、主として、会社法と金融商品取引法である。また、必要があれば、外国法の改革状況も参考にする。

授業の実施方法については、大学・法学研究科の方針に従って、原則として対面授業により実施することを予定している(ただし、受講者とも相談して、リアルタイム配信により授業を実施することもあり得る)。

この授業では、企業法分野における学術情報の検索の能力を高め、企業法に関する専門的知識・技能の修得に役立ち、比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を高めるとともに、双方向の討論を活発に行うことでコミュニケーション力の涵養にも意を用いる。

科目名	商法研究I(尾形)		
担当教員	尾形 祥		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

授業実施方法(対面) 主として、会社法に関連する学術論文(日本語、あるいは参加者の状況を見て、英語の文献を扱うことを予定しています)を読解し、検討します。各回の担当者には、該当箇所について資料を作成し、報告してもらいます。担当者以外の参加者も該当箇所を事前に精読しておいてください。

科目名	商法研究II(尾形)		
担当教員	尾形 祥		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

授業実施方法(対面) 商法研究 I に続き、主として、会社法に関連する学術論文(日本語、あるいは参加者の状況を見て、英語の文献を扱うことを予定しています)を読解し、検討します。各回の担当者には、該当箇所について資料を作成し、報告してもらいます。担当者以外の参加者も該当箇所を事前に精読しておいてください。

科目名	商法研究I(小出)		
担当教員	小出 篤		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

会社法・金融法の重要論点について、文献講読および判例研究を通じて理解を深める。
取り上げるテーマは会社法・金融法の全般にわたるが、具体的な内容は受講者の研究計画なども踏まえて決定する。

科目名	商法研究II(小出)		
担当教員	小出 篤		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 商法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

会社法・金融法(証券法・銀行法・信託法)の重要論点について、文献講読等を通じて理解を深める。
取り上げる具体的なテーマは受講者の関心や研究計画なども踏まえて決定する。

科目名	民事訴訟法研究I(勅使川原)		
担当教員	勅使川原 和彦		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

判例雑誌等で公開された民事訴訟法関係の最新判例のレビューを行ないます。国際民事訴訟法も含みます。参加者の属性により、関連する法領域の裁判例も扱うようにします。

科目名	民事訴訟法研究II(勅使川原)		
担当教員	勅使川原 和彦		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

判例雑誌等で公開された民事訴訟法関係の最新判例のレビューを行ないます。国際民事訴訟法も含みます。参加者の属性により、関連する法領域の裁判例も扱うようにします。

科目名	民事訴訟法研究I(高田)		
担当教員	高田 昌宏		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

わが国の民事訴訟法は、西欧法(とくにドイツ法)の継受により成立していることから、現在の民事訴訟法の規律を考える際に、その拠って立つ基礎に立ち返りつつ、その後の彼我の社会変化や理論・実務の展開を見ることは、大変有意義であると考えられます。そこで、本授業では、わが国の民事訴訟法がモデルとしたドイツ民事訴訟法の成立過程も含めて、その史的な展開を邦語文献を手がかりに考察するとともに、現在のわが国の民事訴訟法が直面する課題と取り組むための基礎的知見を深めていくことを目指します。そのため、最初に、わが国の民事訴訟法の沿革、ドイツの民事訴訟法の沿革を中心に概観的な考察を行い、そのうえで、時代別または事項別に対象を絞りつつ、現在の問題への検討に結びつけたいと考えています。授業の進め方としては、はじめに共通の文献資料を利用して、対象を分担しつつ概観的考察を一緒に試み、そのうえで、個別的な対象ごとに掘り下げた検討を進めるべく、個別テーマの特定およびそれに関する報告、ならびに議論という形で授業を実施する予定です。* 授業の実施方式は、対面方式を原則とします。

科目名	民事訴訟法研究II(高田)		
担当教員	高田 昌宏		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

わが国の民事訴訟法は、西欧法(とくにドイツ法)の継受により成立していることから、現在の民事訴訟法の規律を考える際に、その拠って立つ基礎に立ち返りつつ、その後の彼我の社会変化や理論・実務の展開を見ることは、大変有意義であると考えられます。そこで、本授業では、わが国の民事訴訟法がモデルとしたドイツ民事訴訟法の成立過程も含めて、その史的な展開を邦語文献を手がかりに考察するとともに、現在のわが国の民事訴訟法が直面する課題と取り組むための基礎的知見を深めていくことを目指します。そのため、最初に、わが国の民事訴訟法の沿革、ドイツの民事訴訟法の沿革を中心に概観的な考察を行い、そのうえで、時代別または事項別に対象を絞りつつ、現在の問題への検討に結びつけたいと考えています。授業の進め方としては、はじめに共通の文献資料を利用して、対象を分担しつつ概観的考察を一緒に試み、そのうえで、個別的な対象ごとに掘り下げた検討を進めるべく、個別テーマの特定およびそれに関する報告、ならびに議論という形で授業を実施する予定です。* 授業の実施方式は、対面方式を原則とします。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	民事訴訟法研究I(松村)		
担当教員	松村 和徳		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

民事訴訟法に関する最新判例及び現在問題の検討・研究を行います。受講者の中から毎回担当者を決め、研究報告をしてもらい、それに基づき報告について全員で議論する方式で授業は実施します。

なお、本年度は外国文献講読(ドイツ文献)を併せて行う(購読は学生と相談のうえ実施する)

科目名	民事訴訟法研究I(菅原)		
担当教員	菅原 郁夫		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木1時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

民事訴訟の機能考察に深く関わる、手続的公正の社会心理学研究の概要を紹介し、そこでの知見が民事訴訟法の解釈運用にどのように関わりうるのかを検討する。受講者の希望によっては、原著(英文)の輪読も行う。授業実施方法は、現状では対面とオンラインの併用を予定している。

この科目は、法学研究科のディプロマ・ポリシーに掲げる「研究新規性」すなわち、研究課題に関する従来の議論状況を適切に理解し、既存の研究に対して新規性のある知見を加えることができる能力を育成する科目である。

科目名	民事訴訟法研究II(菅原)		
担当教員	菅原 郁夫		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金2時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

近時に行われた民事訴訟およびその周辺制度に関する実証研究をもとに、民事訴訟法の解釈や運用についての示唆を検討する。授業実施方法は、現状では対面とリアルタイム配信の併用を予定している。

この授業は、法学研究科のディプロマポリシー「研究新規性」、すなわち、研究課題に関する従来の議論状況を適切に理解し、既存の研究に対して新規性のある知見を加えることを目的として行うものである。

科目名	民事訴訟法研究I(中本)		
担当教員	中本 香織		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

判例タイムズ・判例時報に掲載される民事手続法分野(判決手続、倒産処理手続、民事執行・保全手続、仲裁・ADR等を含む)の最新裁判例を各回の担当者に行ってもらい、報告に基づいて受講者全員で議論を実施する。授業は原則として対面で行う。

科目名	民事訴訟法研究II(中本)		
担当教員	中本 香織		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

判例タイムズ・判例時報に掲載される民事手続法分野(判決手続、倒産処理手続、民事執行・保全手続、仲裁・ADR等を含む)の最新裁判例を各回の担当者に行ってもらい、報告に基づいて受講者全員で議論を実施する。授業は原則として対面で行う。

科目名	倒産処理法研究I(山本)		
担当教員	山本 研		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

倒産法および関連する民事法分野における重要問題や比較的新しい判例を取り上げ、検討します。とくに、2026年度は近時の立法に関する問題として、担保法制の改正が倒産法に及ぼす影響、および早期事業再生法に関連するテーマを中心に取り上げることが予定していますが、これに限らず受講生の研究分野や問題関心に応じて様々なテーマを取り扱います。授業は報告担当者を割り当て、報告にもとづき討論をする形で進めます。法学研究科のカリキュラムポリシーとの関係では、「深い法的な専門性を備える法学研究者および現代法務への高い応用力をもつ法律専門職業人(修士課程)」、および「独自の視座から研究の専門性と独創性を深める法学研究者(博士後期課程)」の養成に関連する授業となります。

科目名	倒産処理法研究II(山本)		
担当教員	山本 研		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

倒産法および関連する民事法分野における重要問題や比較的新しい判例を取り上げ、検討します。とくに、2026年度は近時の立法に関する問題として、担保法制の改正が倒産法に及ぼす影響、および早期事業再生法に関連するテーマを中心に取り上げることが予定していますが、これに限らず受講生の研究分野や問題関心に応じて様々なテーマを取り扱います。

授業は報告担当者を割り当て、報告にもとづき討論をする形で進めます。法学研究科のカリキュラムポリシーとの関係では、「深い法的な専門性を備える法学研究者および現代法務への高い応用力をもつ法律専門職業人(修士課程)」、および「独自の視座から研究の専門性と独創性を深める法学研究者(博士後期課程)」の養成に関連する授業となります。

科目名	倒産処理法研究I(棚橋)		
担当教員	棚橋 洋平		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

倒産法分野の判例について、担当者に研究報告をしてもらい、履修者間で議論する。授業は対面で実施することを予定している。

履修者の専門分野や希望によっては、倒産判例に限定せず、広く民事手続法分野の判例を扱うことや、判例研究ではなく論文報告等を行うこともありうる。

なお、報告の回数については登録者数によっても変動するが、各参加者に最低でも2回は報告してもらうことを考えている。

この科目は、法学研究科が掲げる修士課程のカリキュラム・ポリシーとの関係では、(3)倒産法分野に関する専門的知見のほか、基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱い、かつ、(4)コミュニケーション力を涵養する科目である。

同じく、博士課程のカリキュラム・ポリシーとの関係では、研究遂行能力および、国外における研究動向・蓄積を踏まえた問題設定・分析解決の基礎となる能力を涵養する科目である。

科目名	民事訴訟法研究I(渡部)		
担当教員	渡部 美由紀		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

民事手続法に関する判例・文献等の分析・検討を行います。毎回担当を決め、担当者の報告に基づいて、受講者全員で議論します。具体的な内容は第1回授業時に受講者と相談の上で決定します。授業は原則として対面で行います。

科目名	民事訴訟法研究II(渡部)		
担当教員	渡部 美由紀		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 民事手続法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

民事手続法に関する判例・文献等の分析・検討を行います。毎回担当を決め、担当者の報告に基づいて、受講者全員で議論します。具体的な内容は第1回授業時に受講者と相談の上で決定します。授業は原則として対面で行います。

科目名	社会保障法研究I(菊池)		
担当教員	菊池 馨実		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水6時限		
科目区分	専修科目 労働・社会法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

社会保障法に直接あるいは間接に関連する文献講読を行う。演習形式で行い、受講者には最低1回の報告義務が課される。修士論文・博士論文執筆者への論文指導も随時組み込んで行う。

授業形態は教場(対面)で行う。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	社会保障法研究II(菊池)		
担当教員	菊池 馨実		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水6時限		
科目区分	専修科目 労働・社会法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

春学期に引き続き、文献講読と論文指導を行う。演習形式で行い、受講者には最低1回の報告義務が課される。修士論文・博士論文の指導を随時行う。
授業形態は、教場(対面)で行う。

科目名	労働法研究I(水町)		
担当教員	水町 勇一郎		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 労働・社会法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

労働判例について報告者の報告を受け、皆で議論し、検討する。また、この作業を通じて、現在の日本における労働法の理論動向を捉える。受講者はこの授業の後(5限)に開講される竹内寿教授の講義を併せて登録することが望まれる。
授業形態は対面とする。

科目名	労働法研究II(水町)		
担当教員	水町 勇一郎		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 労働・社会法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

労働判例について報告者の報告を受け、皆で議論し、検討する。また、この作業を通じて、現在の日本における労働法の理論動向を捉える。受講者はこの授業の後(5限)に開講される竹内寿教授の講義を併せて登録することが望まれる。
授業形態は対面とする。

科目名	労働法研究I(竹内)		
担当教員	竹内 寿		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 労働・社会法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

労働判例について報告者の報告を受け、皆で議論し、検討する。また、この作業を通じて、現在の日本における労働法の理論動向を捉える。

受講者はこの授業の前(4限)に開講される水町勇一郎教授の同科目名の講義を併せて登録することが望まれる。

科目名	労働法研究II(竹内)		
担当教員	竹内 寿		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 労働・社会法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

労働判例について報告者の報告を受け、皆で議論し、検討する。また、この作業を通じて、現在の日本における労働法の理論動向を捉える。

受講者はこの授業の前(4限)に開講される水町勇一郎教授の同科目名の講義を併せて登録することが望まれる。

科目名	知的財産権法研究II(上野)		
担当教員	上野 達弘		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月6時限		
科目区分	専修科目 知的財産権法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

具体的な授業内容は、参加者の属性や要望に応じて柔軟に対応するが、基本的には、参加者が自らの研究内容を報告し、これをもとに議論を行う。

研究報告の機会を持つことは、担当者にとって研究の進展や整理を促すものであるとともに、議論を通じて、さらなる発見や分析の契機となり得るであろう。

科目名	知的財産権法研究I(鈴木)		
担当教員	鈴木 将文		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月6時限		
科目区分	専修科目 知的財産権法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本科目は、知的財産法に関し、大学院レベルの研究能力を身に付けることを目指す。具体的には、知的財産法分野の基礎的又は応用的論点に関する学術文献を読み、知的財産法の先端的な学説動向を理解するとともに、併せて、学術論文の読解力、批判的分析力、自己の主張の説得的な表現力等を磨く。各回、受講生の中から報告担当者を決め、担当者によるプレゼンと全員による討論という形で進行する。なお、各回で扱う内容は、知的財産法全般の中から選択することとし、受講生と相談して決める。特に修士1年の院生には、修士論文のテーマにとらわれず、幅広く知的財産法についての理解を深める観点から、対象課題を選ぶことを期待する。

科目名	環境法研究I(大塚)		
担当教員	大塚 直		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水6時限		
科目区分	専修科目 環境法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

環境法の分野での最新の議論をフォローするとともに全員で議論する。日欧米の環境法比較を行うほか、裁判例についても大いに議論したい。
予習に90分、復習に30分程度を当ててください

科目名	環境法研究II(大塚)		
担当教員	大塚 直		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水6時限		
科目区分	専修科目 環境法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

環境法の分野での最新の議論をフォローするとともに全員で議論する。日欧米の環境法比較を行うほか、裁判例についても大いに議論したい。

科目名	環境法研究I(森本)		
担当教員	森本 英香		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	専修科目 環境法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

行政官として、環境基本法など各法の制定改正過程に関わった経験を引きつつ、環境立法の特性(政策自体が発展途上にあるという視点に立ち、現行立法の先進的な点や限界・課題)を説明します。

具体的には、気候変動問題を題材に環境政策の現実の問題や形成や運用の実態を説明したいと思います

科目名	環境法研究II(森本)		
担当教員	森本 英香		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	専修科目 環境法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

行政官として、環境基本法など各法の制定改正過程に関わった経験を引きつつ、環境立法の特性(政策自体が発展途上にあるという視点に立ち、現行立法の先進的な点や限界・課題)を説明します。

日本の環境政策の進展全般をとりあげ、環境政策の現実の問題や形成や運用の実態も説明したいと思います
また、将来に向かって、どのような法や政策が必要かも議論します。

科目名	経済法研究I(岡田)		
担当教員	岡田 外司博		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 経済法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

第1回目のイントロダクションにおいて詳しく述べることでありますが、以下のような予定で研究することを考えています。

第1回—イントロダクションとして、授業の進め方や事前の準備等について具体的に説明します。

第2回～第7回 第1回のイントロダクションにおいて自分の最も関心のある競争法上の問題に関する重要な判決例を一つ選択しておき、その判決についていくつか部分に分割して、それぞれの部分の内容を要約するというやり方で整理します。その上で、第7回目において、その判決の位置づけや評価を含めて判決に対する総括を行います。なお、第7回目においては、当該判決について詳しく論じている重要と思われる論文(適切な論文がなければ判例評釈やcomment)を見つけます。

第8回～第13回 第7回において選択した論文等について、それぞれ3回ずつに分けて内容を検討し、結論として、いかなる観点からどのような結論を導こうとしたのかをまとめます。

第14回 最初に選んだ自分の関心のある競争法上の問題に関する判決の分析と、それに関係する論文の検討を踏まえた上で、全体のまとめを行います。

受講者が複数の場合には、各回の分担を決めた上で上記の検討を行います。

(なお、以上は、受講者が1人であることを前提としていますが、仮に2人以上の場合には分担等について適宜考えます。)

科目名	経済法研究II(岡田)		
担当教員	岡田 外司博		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 経済法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

経済法研究 I によって得た経済法に関係する修士論文のための基礎的な学修をもとに、修士論文の構想、各章の概要、結論として示したいこと等について40分から50分ほどで報告してもらい、そので、私も含めた参加者全員でその報告内容について議論するという演習方式をとります。

なお、その際、大学院博士課程の在学学生にも任意で参加してもらうことを考えています。その場合、博士課程の方の報告回数は修士課程の方よりも少なくなりますが、同様の形式で報告し、議論に参加してもらうという方法をとります。

科目名	経済法研究I(中里)		
担当教員	中里 浩		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 経済法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、①日本の経済法(独占禁止法、下請法、フリーランス法及び景品表示法)、②海外競争法(米国、EU、韓国、中国等)、③経済法と隣接法分野の関係(例えば労働法、知財法、消費者法、中小企業関連法、電気通信や電力・ガスなど各種事業法、経済刑法、個人情報保護法等)をテーマとします。参加者は必ず、博士論文、修士論文、リサーチペーパー、各種外部での学会や研究会発表、紀要や法律雑誌の執筆準備のための報告等を中心として、発表することが求められます(基本的には各回1名の発表を前提とします)。教員は公正取引委員会事務局にて27年間独占禁止法の運用・実務に関わってきましたが、本授業では実務的な発想・視点に加えて、理論面の深化、なぜこのテーマを取り上げたのか、というリサーチクエスションの妥当性(適切さ)も並行して重視していきます。

実体規制のほか、手続法の各種論点に関する発表も可能です。隣接法律領域の専攻履修生も歓迎しますが、③の場合には必ず、経済法、競争法との射程範囲を明らかにしつつ、発表を実施してください。

発表者は、原則として遅くとも発表日の3日前の午後6時までに参加者に対しメールにより、発表内容を知らせる必要があります。また参加者は事前に発表内容を検討した上で、授業中、積極的に質問、コメントの形で発言することが求められます。また、研究者の姿勢としては、特に他者の発表に対し積極的に自らの意見を述べつつ、さらに自分の研究内容の関連性を発見し、ブラッシュアップしていく過程がとても重要です。発表者以外の参加者の発言機会を確保していきますので、受動的参加ではなく、積極的参加を求めます。

科目名	経済法研究II(中里)		
担当教員	中里 浩		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 経済法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、①日本の経済法(独占禁止法、下請法、フリーランス法及び景品表示法)、②海外競争法(米国、EU、韓国、中国等)、③経済法と隣接法分野の関係(例えば労働法、知財法、消費者法、中小企業関連法、電気通信や電力・ガスなど各種事業法、経済刑法、個人情報保護法等)をテーマとします。参加者は必ず、博士論文、修士論文、リサーチペーパー、各種外部での学会や研究会発表、紀要や法律雑誌の執筆準備のための報告等を中心として、発表することが求められます(基本的には各回1名の発表を前提とします)。教員は公正取引委員会事務局にて27年間独占禁止法の運用・実務に関わってきましたが、本授業では実務的な発想・視点に加えて、理論面の深化、なぜこのテーマを取り上げたのか、というリサーチクエスションの妥当性(適切さ)も並行して重視していきます。

実体規制のほか、手続法の各種論点に関する発表も可能です。隣接法律領域の専攻履修生も歓迎しますが、③の場合には必ず、経済法、競争法との射程範囲を明らかにしつつ、発表を実施してください。

発表者は、原則として遅くとも発表日の3日前の午後6時までに参加者に対しメールにより、発表内容を知らせる必要があります。また参加者は事前に発表内容を検討した上で、授業中、積極的に質問、コメントの形で発言することが求められます。また、研究者の姿勢としては、特に他者の発表に対し積極的に自らの意見を述べつつ、さらに自分の研究内容の関連性を発見し、ブラッシュアップしていく過程がとても重要です。発表者以外の参加者の発言機会を確保していきますので、受動的参加ではなく、積極的参加を求めます。

科目名	国際取引法研究I(久保田)		
担当教員	久保田 隆		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(私法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本科目は、法学研究科修士課程のカリキュラムポリシーのうち、特に国際取引法的な基礎研究に必要な知識の伝授と、国際的なコミュニケーション力の涵養に資するもので、平常点で評価します。

本講義を受講される方々の大半は、国際取引法以外の専攻(例:知財法、商法、民法、国際私法、国際公法など)で、修士論文のテーマ探しを考えている方だと思われれます。一方、国際取引法は、国際私法・国際民事訴訟法・国際公法・比較法・電子商取引法・金融法・知財法・商法・民法・競争法などを広く含む総合科目です。修士論文のテーマそのものは、各々の受講者の指導教授のご指導に従うものの、そのテーマの深掘りや就職準備(特に会社や官庁等に就職される場合)において、国際取引法の知識はきつとお役に立てるでしょう。そこで、(1)国際取引法の側面からの、受講者1人1人の研究進捗へのアドバイス(受講者からの研究進捗報告)、(2)国際取引法の実践的知識の付与(教科書を用いた講義)、(3)国際取引を巡る新しい研究テーマの発掘(今学期は①SDGsとデジタル通貨・LGBTQ、②SNSとフェイクニュースを巡る法規制を参考文献を元に取り上げます)を目的に講義を行います。

なお、デジタル通貨やウィーン売買条約に関する、より体系的かつ詳細な内容は、後期の国際取引法研究IIで扱います。

科目名	国際取引法研究II(久保田)		
担当教員	久保田 隆		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(私法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本科目は、法学研究科修士課程のカリキュラムポリシーのうち、特に国際取引法的な基礎研究に必要な知識の伝授と、国際的なコミュニケーション力の涵養に資するもので、平常点で評価します。本講義を受講される方々の大半は、国際取引法以外の専攻(例:知財法、商法、民法、国際私法、国際公法など)で、修士論文のご執筆を考えている方だと思われれます。一方、国際取引法は、国際私法・国際民事訴訟法・国際公法・比較法・電子商取引法・金融法・知財法・商法・民法・競争法などを広く含む総合科目です。修士論文のテーマそのものは、各々の受講者の指導教授のご指導に従うものの、そのテーマの深掘りや就職準備(特に会社や官庁等に就職される場合)において、国際取引法の知識はきつとお役に立てるでしょう。

そこで、(1)国際取引法の側面からの、受講者1人1人の研究進捗へのアドバイス(受講者からの研究進捗報告)、(2)デジタル通貨に関する体系的な講義(教科書1を使用)、(3)ウィーン売買条約と仲裁・調停に関する体系的な詳細講義(教科書2を使用)を目的に講義を行います。

なお、国際取引法全般に亘る一般的知識の付与(教科書を用いた講義)や、SDGsとデジタル通貨の環境保護的側面・LGBTQ保護、SNSとフェイクニュースを巡る法規制については、前期の国際取引法研究Iで扱います。

科目名	国際私法研究I(種村)		
担当教員	種村 佑介		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(私法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

国際私法は他の実質私法とは異なる性質をもつ。それだけに国際私法を深く研究しようとする、この分野に関する独特な考え方や法技術を理解する必要がでてくる。

この授業では、まずはじめに受講者が興味をもつであろう統一的なテーマ(たとえば、「国際契約法」、「国際売買」、「国際不法行為法」、「競争法・知的財産法」、「国際結婚」、「国際養子縁組」、「子の養育・監護・引渡し」、「相続」、「国際裁判管轄権」、「外国判決の承認・執行」など)を設定し、その中から教員が提示する書籍や論文、裁判例等を記載した計画表を配布する(主として日本語で書かれた文献を教材とする)。この計画表にもとづき、受講者の希望を聞きつつ報告を分担し、報告者の報告と議論を中心に授業を進める。

科目名	国際私法研究II(種村)		
担当教員	種村 佑介		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(私法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

「国際私法研究II」は、国際私法研究Iで習得した知識を前提に、さらに応用的・発展的問題を扱い、個々人が特定のテーマに関する研究をさらに深めて論文等のアイディアにつなげたり、先端的な法律問題の解決に取り組む演習形式の授業である。

この授業でも、「国際私法研究I」と同様に、予め作成した計画表にもとづき担当者を決定し、そのテーマに関し報告してもらい、討論する。テーマに関係のある文献は、日本語のものにかぎらず広くとりあげたい。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	国際私法研究I（白木）		
担当教員	白木 敦士		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金2時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(私法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

種村佑介教授ご担当の「国際私法研究I(種村)」との合同開催を予定しております。参加を希望される方は、「国際私法研究I(種村)」のシラバスをご参照いただければと思います。

科目名	国際私法研究II（白木）		
担当教員	白木 敦士		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金2時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(私法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

種村佑介教授ご担当の「国際私法研究I(種村)」との合同開催を予定しております。参加を希望される方は、「国際私法研究I(種村)」のシラバスをご参照いただければと思います。

科目名	憲法研究I(愛敬)		
担当教員	愛敬 浩二		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Kathleen M. Sullivan, Noah Feldman, Constitutional law, 19th ed.を教材として、国教樹立禁止条項(政教分離)に関するアメリカ憲法の基本判例の展開を精読し、アメリカ憲法の基本事項を理解すると同時に、比較憲法研究の基礎的な訓練を行う。

科目名	憲法研究II(愛敬)		
担当教員	愛敬 浩二		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

アメリカ憲法学者を中心にして編まれた「立憲民主主義の危機」に関する論文集を素材として、世界規模で問題化しつつある「立憲民主主義の危機」に関する憲法理論的・比較憲法的諸問題を検討する。

科目名	憲法研究I(金澤)		
担当教員	金澤 孝		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Harvard Law SchoolのRichard M. Re教授による論文“The Supreme Court 2024 Term Foreword: To a Conservative Warren Court”の講読を行う(全て対面での授業)。

この授業は法学研究科修士課程カリキュラムポリシーのうち、とりわけ「法に関する専門的知識・技能」の「修得」、「比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能」の養成、「コミュニケーション力の涵養」に役立つものである。

科目名	憲法研究II(金澤)		
担当教員	金澤 孝		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Boston College Law SchoolのAziz Rana教授の著書“Constitutional Bind: How Americans Came to Idolize a Document That Fails Them”(2024)の輪読を行う(全て対面の授業)。

なお参加者の修論等の研究発表の機会も設ける予定。

この授業は法学研究科修士課程カリキュラムポリシーのうち、とりわけ「法に関する専門的知識・技能」の「修得」、「比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能」の養成、「コミュニケーション力の涵養」に役立つものである。

科目名	憲法研究I(江原)		
担当教員	江原 勝行		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

下記の授業計画に示された憲法学上のテーマをめぐる諸問題について、受講者による調査・報告や文献購読を通じて、主に比較法的視点から考察することを基本的内容とする。この憲法研究Iの授業では、主に総論・統治機構論に関わる諸問題をとり上げる。考察する際の比較法的視点については、シラバス作成時点ではフランス(憲)法への準拠を想定しているが、受講者の関心や要望も考慮したうえで決定することとする。なお、本授業は、本研究科修士課程のカリキュラム・ポリシーにおける特に1.(3)「専修科目は、各専攻が主体となって運用する科目であって、当該専攻分野に関する専門的知見のほか、比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱うものを多数提供する。」および(4)「授業については、専門的知識の修得のみならず、コミュニケーション力の涵養にも意を用い、双方向の討論による教育を広く行う。」を意識した内容となる。

また、授業実施方法としては、基本的には対面実施を予定している。

科目名	憲法研究II(江原)		
担当教員	江原 勝行		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

下記の授業計画に示された憲法学上のテーマをめぐる諸問題について、受講者による調査・報告や文献購読を通じて、主に比較法的視点から考察することを基本的内容とする。この憲法研究Ⅱの授業では、主に人権論に関わる諸問題をとり上げる。考察する際の比較法的視点については、シラバス作成時点ではフランス(憲)法への準拠を想定しているが、受講者の関心や要望も考慮したうえで決定することとする。

なお、本授業は、本研究科修士課程のカリキュラム・ポリシーにおける特に1.(3)「専修科目は、各専攻が主体となって運用する科目であって、当該専攻分野に関する専門的知見のほか、比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱うものを多数提供する。」および(4)「授業については、専門的知識の修得のみならず、コミュニケーション力の涵養にも意を用い、双方向の討論による教育を広く行う。」を意識した内容となる。

また、授業実施方法としては、基本的には対面実施を予定している。

科目名	憲法研究I(山本)		
担当教員	山本 真敬		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、憲法学に関して、自らの研究テーマを見出す能力、および自らの研究テーマにつき検討を行うために必要な(先行研究や外国語文献も含む)文献の調査・分析・検討を独力で行い得る能力を養成することを目標とします。その際、この授業では、日独の憲法学の議論を素材にし、双方向の討論も織り交ぜながら上記のことに取り組みます。2026年度は、違憲審査を行う裁判部門と立法者との相互関係についての議論を検討することを年間のテーマとする予定です。この授業では、比較法研究の遂行のために必要な知識・技能をも修得するために、ドイツ語文献を購読することも予定しています。また、文献購読の合間において、各受講生の問題関心に応じた研究報告を、随時行います。なお、文献購読の対象や授業の進行の方法・スケジュールについては、受講生の関心や人数にもよるので、受講生とも相談の上、決定します。

科目名	憲法研究II(山本)		
担当教員	山本 真敬		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、憲法学に関して、自らの研究テーマを見出す能力、および自らの研究テーマにつき検討を行うために必要な(先行研究や外国語文献も含む)文献の調査・分析・検討を独力で行い得る能力を養成することを目標とします。その際、この授業では、日独の憲法学の議論を素材にし、双方向の討論も織り交ぜながら上記のことに取り組みます。2026年度は、違憲審査を行う裁判部門と立法者との相互関係についての議論を検討することを年間のテーマとする予定です。この授業では、比較法研究の遂行のために必要な知識・技能をも修得するために、ドイツ語文献を購読することも予定しています。また、文献購読の合間において、各受講生の問題関心に応じた研究報告を、随時行います。なお、文献購読の対象や授業の進行の方法・スケジュールについては、受講生の関心や人数にもよるので、受講生とも相談の上、決定します。

科目名	比較憲法研究I(長谷部)		
担当教員	長谷部 恭男		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

取り扱う文献は参加希望者と相談して決める予定である。

科目名	比較憲法研究II(長谷部)		
担当教員	長谷部 恭男		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 憲法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

教材は参加者と相談して決めることにしたい。

科目名	行政法研究I(田村)		
担当教員	田村 達久		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土1時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

地方自治、公務員、行政情報、公物・公共施設、財政、警察、環境、まちづくり、社会保障、経済など各種の行政領域・分野を横断する行政活動・作用の基礎にある法制度・法理論および関係の基本裁判例の内容を理解し、基本的な知識の習得を目指します。

また、習得した知識に基づき、現代行政の各種の活動・作用について批判的に考察することのできる力を身につけ、自己の見解を形成できることも目指します。

春学期の行政法研究Ⅰの授業は、行政行為を中心とする行政過程の基本構造(法律・行政立法—行政行為—行政強制)を理解してもらうとともに、関係の行政法理論および裁判例をも理解してもらうことを目標・目的とした授業となります。なお、近年は、当該授業の履修者としては社会人が多数であったこと、そして、土曜日1限を当該授業の開講曜日・時限としてきたこと、さらには、履修者の希望等に鑑みて、リアルタイム・オンライン形式を積極的に活用して授業を実施してきた。今年度も、履修者の希望や傾向等に変わりがないかを確認して、同様の方針で授業を実施することを考えている。詳しくは初回の授業において協議して決めるが、履修登録にあたりあらかじめ確認しておきたいことがあれば、事前に問い合わせていただきたい。

科目名	行政法研究II(田村)		
担当教員	田村 達久		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土1時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

地方自治、公務員、行政情報、公物・公共施設、財政、警察、環境、まちづくり、社会保障、経済など各種の行政領域・分野を横断する行政活動・作用の基礎にある法制度・法理論および関係の基本裁判例の内容を理解し、基本的な知識の習得を目指します。

また、習得した知識に基づき、現代行政の各種の活動・作用について批判的に考察することのできる力を身につけ、自己の見解を形成できることも目指します。

秋学期の行政法研究Ⅱの授業は、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法等の行政救済法の分野についての行政法理論および裁判例をも理解してもらうことを目標・目的とした授業となります。なお、近年は、当該授業の履修者としては社会人が多数であったこと、そして、土曜日1限を当該授業の開講曜日・時限としてきたこと、さらには、履修者の希望等に鑑みて、リアルタイム・オンライン形式を積極的に活用して授業を実施してきた。今年度も、履修者の希望や傾向等に変わりがないかを確認して、同様の方針で授業を実施することを考えている。詳しくは初回の授業において協議して決めるが、履修登録にあたりあらかじめ確認しておきたいことがあれば、事前に問い合わせていただきたい。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	行政法研究I(岡田)		
担当教員	岡田 正則		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

行政法総論に関する近年の学説を検討する。

科目名	行政法研究II(岡田)		
担当教員	岡田 正則		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

行政法総論に関する知識を前提として、行政救済法に関する近年の研究論文および判例・裁判例等を検討する。本科目は、「対面」での実施を予定している。具体的な実施方法については、初回に相談する。

科目名	行政法研究I(渡辺)		
担当教員	渡辺 徹也		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金4時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

主としてアメリカにおける代表的な法人税法のテキストを用いて主要な判例と関連する制定法を読む。担当箇所について報告してもらい参加者で議論する。その際には関連する日本の法人税法に関する論文についても扱うこととする。社会人も多く出席する授業なので、学生の要望を聞いた上で、リアルタイム・オンライン配信形式での実施を予定している。ただし、実際の履修者の希望やその時々状況に応じて、対面方式を取り入れる場合がある。具体的には初回の授業において説明する。なお、初回の授業は、授業開始に合わせて通知するZoomURLの会議を利用して行う。

科目名	行政法研究I(人見)		
担当教員	人見 剛		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツ行政法総論及び行政救済法分野の最新の原書文献を講読する。参加者の意向を聞いた上で購読文献と購読部分を確定し、各回ごとに報告者1名を決める。
報告者は、担当部分の全訳を提出し、それに基づいて参加者全員で翻訳の正確性と内容理解の適切性を検討する。併せて、日本法との比較の見地からの検討も行う。

科目名	行政法研究II(人見)		
担当教員	人見 剛		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツ行政法総論及び行政救済法分野の最新の原書文献を講読する。春学期の行政法研究1の文献を継続して講読することを考えているが、参加者の意向を聞いた上で最終的に確定する。
各回ごとに講読部分と報告者1名を決める。
報告者は、担当部分の全訳を提出し、それに基づいて参加者全員で翻訳の正確性と内容理解の適切性を検討する。併せて、日本法との比較の見地からの検討も行う。

科目名	行政法研究I(下山)		
担当教員	下山 憲治		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

行政組織や公務員、公共施設、行政情報、警察、環境、先端科学技術、社会保障などの各種行政領域・分野を横断する行政活動・作用の基礎にある法制度・法理論および関係する基本裁判例の内容を理解し、基本的な知識の習得を目指す。また、習得した知識に基づき、現代行政の各種の活動・作用について批判的に考察することのできる力を身につけ、自己の見解を形成することも目指す。

春学期の行政法研究Ⅰでは、主として行政総論に関する行政法理論および裁判例を理解し、応用するための素養の獲得を目標・目的とした授業となる。

また、外国法との比較法研究を含める場合がある。

なお、履修者数および履修者の希望に応じて、下記の授業計画の内容等に変更することがある。

科目名	行政法研究II(下山)		
担当教員	下山 憲治		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 行政法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

行政組織や公務員、公共施設、行政情報、警察、環境(地球環境問題、特に気候変動や温暖化対策、カーボンニュートラル等)、先端科学技術などの各種行政領域・分野を横断する行政活動・作用の基礎にある法制度・法理論および関係する基本裁判例の内容を理解し、基本的な知識の習得を目指す。また、習得した知識に基づき、現代行政の各種の活動・作用について批判的に考察することのできる力を身につけ、自己の見解を形成することも目指す。

秋学期の行政法研究Ⅱでは、主として行政救済法に関する行政法理論および裁判例を理解し、応用するための素養の獲得を目標・目的とした授業となる。

外国法との比較法研究を含める場合がある。

なお、履修者数および履修者の希望に応じて、下記の授業計画の内容等に変更することがある。

科目名	刑法研究I(松原)		
担当教員	松原 芳博		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火1時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

研究対象としては、刑法総論を中心とした刑法解釈学を取り扱います。希望によって刑法各論のテーマを取り扱ってもよいと思います。講義の進め方としては、ゼミ方式を採用し、参加者の報告の後に全員で討論を行います。具体的には、近時の主要論文(法律雑誌、記念論文集、大学紀要等)の検討と各自の研究報告を二本柱とします。報告の素材・内容の選定については、基本的に各回の報告者に委ねますが、必要に応じて相談に乗ったり、こちらで選定したりします。修士論文の中間報告等も取り入れます。なお、以下の「授業計画」に記した内容は、変更可能であり、参加者の希望するテーマを取り上げていきます。

大学院では、疑問を持つ心が大事です。何か疑問が生じたら、遠慮なく質問・発言をするようにしてください。また、法学研究には「言語化能力」が重要です。未完成の形でよいので、思ったことを言葉に発することで言語化能力は磨かれていきます。本授業が、自由で楽しい討論の場として、皆さんの法的思考力と言語化能力の修得の一助となることを願っています。

科目名	刑法研究II(松原)		
担当教員	松原 芳博		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

研究対象としては、刑法総論を中心とした刑法解釈学を取り扱います。希望によって刑法各論のテーマを取り扱ってもよいと思います。講義の進め方としては、ゼミ方式を採用し、参加者の報告の後に全員で討論を行います。研究対象としては、刑法総論を中心とした刑法解釈学を取り扱います。希望によって刑法各論のテーマを取り扱ってもよいと思います。講義の進め方としては、ゼミ方式を採用し、参加者の報告の後に全員で討論を行います。具体的には、近時の主要論文(法律雑誌、記念論文集、大学紀要等)の検討と各自の研究報告を二本柱とします。報告の素材・内容の選定については、基本的に各回の報告者に委ねますが、必要に応じて相談に乗ったり、こちらで選定したりします。修士論文の中間報告等も取り入れます。なお、以下の「授業計画」に記した内容は、変更可能であり、参加者の希望するテーマを取り上げていきます。

大学院では、疑問を持つ心が大事です。何か疑問が生じたら、遠慮なく質問・発言をするようにしてください。また、法学研究には「言語化能力」が重要です。未完成の形でよいので、思ったことを言葉に発することで言語化能力は磨かれていきます。本授業が、自由で楽しい討論の場として、皆さんの法的思考力と言語化能力の修得の一助となることを願っています。

科目名	刑法研究I(遠藤)		
担当教員	遠藤 聡太		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

判例分析は法学研究者及び法曹にとって必須のスキルである。この講義では日本の刑法判例とその評釈類を素材にして、判例分析の手法の基本を学ぶとともに、その修得を目指す。なお、具体的な検討対象判例については、受講者及び出席者の研究関心も踏まえて決定する予定である。

科目名	刑法研究II(遠藤)		
担当教員	遠藤 聡太		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金3時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この講義では、理論刑法学の現代的課題について関連する文献を素材に検討する。具体的な検討文献については、受講者の問題関心も踏まえて決定する予定である。

科目名	刑法研究I(松澤)		
担当教員	松澤 伸		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑法に関する最近の重要文献を素材として、当該問題を様々な角度から検討する。教材は、日本語文献の場合もあるし、英語・ドイツ語文献の場合もある。

科目名	刑法研究II(松澤)		
担当教員	松澤 伸		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑法に関する最近の重要文献を素材として、当該問題を様々な角度から検討する。教材は、日本語文献の場合もあるし、英語・ドイツ語文献の場合もある。

科目名	刑法研究I(北川)		
担当教員	北川 佳世子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

- 本授業では、受講者の研究課題や関心のあるテーマに関して、受講者による報告を求め、報告後はディスカッション形式で授業を進める。
- 題材は、受講生の研究報告、近年発表された、または関心がある学術論文の紹介及び検討、刑法(特別刑法も含む)に関する最近の判例や刑事立法の紹介・検討など。
- 本授業では、法学研究科のカリキュラム・ポリシーに掲げる「刑法研究の基礎となる専門的知見を修得するとともに、コミュニケーション能力の涵養にも意を払い、双方向の討論による教育」を行う。

科目名	刑法研究II(北川)		
担当教員	北川 佳世子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

- 本授業では、受講者の研究課題や関心のあるテーマに関して、受講者による報告を求め、報告後はディスカッション形式で授業を進める。
- 題材は、受講生の研究報告、近年発表された、または関心がある学術論文の紹介及び検討、刑法(特別刑法も含む)に関する最近の判例や刑事立法の紹介・検討など。
- 本授業では、法学研究科のカリキュラム・ポリシーに掲げる「刑法研究の基礎となる専門的知見を修得するとともに、コミュニケーション能力の涵養にも意を払い、双方向の討論による教育」を行う。

科目名	刑法研究I(杉本)		
担当教員	杉本 一敏		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

以下のいずれかの内容を予定している。いずれにするかは、受講者・出席者と相談して決めることにする。

- (1) 日本の刑事判例の検討
- (2) 刑法理論(基礎理論、総論)分野に関する日本語文献の検討。(3) 刑法理論(基礎理論、総論)分野に関するドイツ語文献の講読、検討。
- (4) 刑法理論(基礎理論、総論)分野に関する英語文献の講読、検討。

科目名	刑法研究II(杉本)		
担当教員	杉本 一敏		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

以下のいずれかの内容を予定している。いずれにするかは、受講者・出席者と相談して決めることにする。

- (1)日本の刑事判例の検討
- (2)刑法理論(基礎理論、総論)分野に関する日本語文献の検討。(3)刑法理論(基礎理論、総論)分野に関するドイツ語文献の講読、検討。
- (4)刑法理論(基礎理論、総論)分野に関する英語文献の講読、検討。

科目名	刑法研究I(田山)		
担当教員	田山 聡美		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

主として財産犯に関する最近の判例を素材として、その分析を行う。取り扱う判例は、基本的に参加者の希望に応じて決定する予定である。あらかじめ全員が文献に目を通してくることを前提として、教室では全員による議論を行う。回によっては報告担当者を決め、その報告をベースに議論を行うこともある。

科目名	刑法研究II(田山)		
担当教員	田山 聡美		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

主として財産犯に関する最近の学術論文を素材として、その検討を行う。取り扱う文献は、基本的に参加者の希望に応じて決定する予定である。あらかじめ全員が文献に目を通してくることを前提として、教室では全員による議論を行う。回によっては報告担当者を決め、その報告をベースに議論を行うこともある。

科目名	刑法研究I(大関)		
担当教員	大関 龍一		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この科目では、刑法を研究するための基礎文献の購読を行います。特に日本の刑法学に対する影響が大きいドイツ刑法の文献を扱います。また、関連する日本文献や判例を扱う場合もあります。

受講生の学修状況に応じて、文献を指定します。授業は、輪読形式で実施します。発表担当者が指定された文献についてレジュメを作成して報告し、その後、受講生全員で議論を行います。ドイツ語文献を扱う場合は、訳文も作成してもらいます。ドイツ語文献は複数回にわたって検討し、日本語文献は1回の授業につき1つの文献を扱うことを基本とします。

科目名	刑法研究II(大関)		
担当教員	大関 龍一		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 刑法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この科目では、刑法を研究するための基礎文献の購読を行います。特に日本の刑法学に対する影響が大きいドイツ刑法の文献を扱います。また、関連する日本文献や判例を扱う場合もあります。

受講生の学修状況に応じて、文献を指定します。授業は、輪読形式で実施します。発表担当者が指定された文献についてレジュメを作成して報告し、その後、受講生全員で議論を行います。ドイツ語文献を扱う場合は、訳文も作成してもらいます。ドイツ語文献は複数回にわたって検討し、日本語文献は1回の授業につき1つの文献を扱うことを基本とします。

科目名	刑事訴訟法研究I(酒巻)		
担当教員	酒巻 匡		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

アメリカ合衆国White Collar Crimeに関する簡明な概説書のうち、序説および刑事実体法の基礎と刑事手続法上の論点にかかわる部分を順次講読し、その現状と問題点を把握する。より詳細な具体的事項については、必要に応じて同書が参照する詳細版の著作の該当部分をも参照する。併せて、この分野において重要な役割を果たした合衆国最高裁判所の判例も点検する。

対象書籍は、E.Podgor&J.Israel, White Collar Crime in a Nutshell (6th.ed. 2022).

参考詳細版書籍は、E.Podgor,P.Henning, J.Israel &N.King, White Collar Crime (2d.ed 2018)

科目名	刑事訴訟法研究II(酒巻)		
担当教員	酒巻 匡		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

アメリカ合衆国証拠法 Evidence に関する代表的概説書のうち、証拠能力制限に関する基本的部分を講読し、その現状と問題点を把握する。より詳細な具体的事項については、必要に応じて同書が参照する詳細版の著作の注釈該当部分をも参照する。併せて、この分野において重要な役割を果たした合衆国最高裁判所の判例も点検する。

対象書籍は、McCormick on Evidence (9th ed. 2025) West Hornbook

参考詳細版書籍は、McCormick on Evidence I, II (8th ed. 2020) Practitioner's Edition

科目名	刑事訴訟法研究I(小川)		
担当教員	小川 佳樹		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑事訴訟法に関するテーマのなかから受講者が興味のあるものを選んで報告してもらい、それをもとに全員で議論をするという形式をとります。

科目名	刑事訴訟法研究II(小川)		
担当教員	小川 佳樹		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑事訴訟法に関するテーマのなかから受講者が興味のあるものを選んで報告してもらい、それをもとに全員で議論をするという形式をとります。

科目名	刑事訴訟法研究I(大澤)		
担当教員	大澤 裕		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

近時の実務、学説の動きの中から、先端的であるとともに理論的重要性も有するいくつかの問題を取り上げ、参加者の研究・報告をもとに検討する。具体的に取り上げる問題は、参加者と相談の上、決める。最近の邦語論文を主な検討素材とし、幅広い問題を取り上げる予定である。

科目名	刑事訴訟法研究II(大澤)		
担当教員	大澤 裕		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

近時の実務、学説の動きの中から、先端的であるとともに理論的重要性も有するいくつかの問題を取り上げ、参加者の研究・報告をもとに検討する。具体的に取り上げる問題は、参加者と相談の上、決める。最近の邦語論文を主な検討素材とし、幅広い問題を取り上げる予定である。

科目名	刑事訴訟法研究I(稗田)		
担当教員	稗田 雅洋		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑事訴訟法に関する判例及び実務手続の検討を行う。授業方法としては、担当者を決めて報告してもらい全員で議論するほか、教員作成の授業録画を視聴してもらった上で質疑・意見交換をするなど、複数の選択肢があるので、第1回授業の最初に、受講生の希望を聞いた上で、授業方法と取り上げるテーマを決めることとしたい。第1回授業の前に、授業方法と授業で取り上げるテーマについてメモを配布するので、どのような方法、テーマを希望するのか、考えてきてもらいたい。なお、希望があれば、医療観察法の審判手続とこれに関する判例を取り上げることも考える。

科目名	刑事訴訟法研究II(稗田)		
担当教員	稗田 雅洋		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	専修科目 刑事訴訟法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑事訴訟法に関する判例及び実務手続の検討を行う。授業方法としては、担当者を決めて報告してもらい全員で議論するほか、教員作成の授業録画を視聴してもらった上で質疑・意見交換をするなど、複数の選択肢があるので、第1回授業の最初に、受講生の希望を聞いた上で、授業方法と取り上げるテーマを決めることとしたい。第1回授業の前に、授業方法と授業で取り上げるテーマについてメモを配布するので、どのような方法、テーマを希望するのか、考えてきてもらいたい。なお、希望があれば、医療観察法の審判手続とこれに関する判例を取り上げることも考える。

科目名	刑事政策研究I(小西)		
担当教員	小西 暁和		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金6時限		
科目区分	専修科目 刑事政策	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本研究では、刑事政策学の基本問題について参加者全員で検討していく。刑事政策の意義、刑事政策学の方法論、刑事政策の主体論・客体論・方法論、刑罰論、保安処分論、処遇論、被害者論、犯罪予防論などが検討対象となる。そこで、本研究では、①外国語文献の講読、②近時の日本語論文の検討、などを行う。基本的に、①を行いながら、適宜、授業内の議論に応じて②の論文を提示し、検討することにした。①については、受講生の希望も聞き、近時は、「刑罰とは一体何か」を考える趣旨の下、主に、刑罰論に関する英語文献を検討してきた(例えば、Stephen P. Garvey, "Alternatives to Punishment," in John Deigh and David Dolinko (eds.), *The Oxford Handbook of Philosophy of Criminal Law*, Oxford University Press, 2011, pp. 493-519.)。

【授業実施方法: 対面】

科目名	刑事政策研究II(小西)		
担当教員	小西 暁和		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金6時限		
科目区分	専修科目 刑事政策	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本研究では、刑事政策学の基本問題について参加者全員で検討していく。刑事政策の意義、刑事政策学の方法論、刑事政策の主体論・客体論・方法論、刑罰論、保安処分論、処遇論、被害者論、犯罪予防論などが検討対象となる。そこで、本研究では、①外国語文献の講読、②近時の日本語論文の検討、などを行う。基本的に、①を行いながら、適宜、授業内の議論に応じて②の論文を提示し、検討することにした。①については、受講生の希望も聞き、近時は、「刑罰とは一体何か」を考える趣旨の下、主に、刑罰論に関する英語文献を検討してきた(例えば、Stephen P. Garvey, "Alternatives to Punishment," in John Deigh and David Dolinko (eds.), *The Oxford Handbook of Philosophy of Criminal Law*, Oxford University Press, 2011, pp. 493-519.)。

【授業実施方法: 対面】

科目名	国際法研究I(河野)		
担当教員	河野 真理子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月6時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

国際関係の様々な現象をどのような方法で管理し、紛争を予防していくべきかを考えたいと思います。第三者機関が介入する紛争解決手続に特に注目していきます。参加者の希望や興味に従って、教科書などを決定したいと思います。

科目名	国際法研究II(河野)		
担当教員	河野 真理子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月6時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

具体的な紛争解決の事例を取り上げ、紛争の予防方法なども検討していきます。参加者の希望や興味に従って、教科書などを決定したいと思います。

科目名	国際法研究I(古谷)		
担当教員	古谷 修一		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この講義では、Hugue Academyで比較的最近に行われた講義内容を講読し、条約やソフト・ローが現実においてどのように機能しているのかを検討することを目的とする。以下の論文を教材とする。Jan Klabbers, Disagreement Reduced to Writing: Rethinking the Law of Treaties, Recueil des Cours, vol. 447 (2025)
Georg Nolte, Treaties and their Practice –Symptoms of their Rise or Decline, Recueil des Cours, vol. 329 (2018)
Ellen Hey, Making Sense of Soft Law, Recueil des Cours, vol. 439 (2024) 各回、原則として1章ずつを講読し、レポーターによる要約と問題点の指摘、古谷の視点の提示を受け、全員で議論を展開する。また、必要に応じて、関連する他の論文等も取り入れて検討する。

科目名	国際法研究II(古谷)		
担当教員	古谷 修一		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

春学期「国際法研究I」に引き続き、Hugue Academyで比較的最近に行われた講義内容を講読し、条約やソフト・ローが現実においてどのように機能しているのかを検討する。以下の論文を教材とする。

Jan Klabbers, Disagreement Reduced to Writing: Rethinking the Law of Treaties, Recueil des Cours, vol. 447 (2025)

Georg Nolte, Treaties and their Practice –Symptoms of their Rise or Decline, Recueil des Cours, vol. 329 (2018)

Ellen Hey, Making Sense of Soft Law, Recueil des Cours, vol. 439 (2024)

各回、原則として1章ずつを講読し、レポーターによる要約と問題点の指摘、古谷の視点の提示を受け、全員で議論を展開する。また、必要に応じて、関連する他の論文等も取り入れて検討する。

科目名	国際経済法研究I(酒井)		
担当教員	酒井 啓亘		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では森田章夫・寺谷広司・吉田脩・岩月直樹編『国際法の理論と実現 岩沢雄司先生古稀記念』(信山社、2025年)を教科書として指定し、所収されている論文を毎回1本ずつ取り上げて検討していく。このテキストは「国際法と国内法の関係」「国際法上の義務」「国家管轄権」「国際経済法」「国際人権法・自決権」「国際裁判」「『力』の行使に対する法的規制」の7部構成であり、所収論文により国際経済法とそれに関する国際法秩序に関する現代的な課題が考察されている。このため、これらの論文を網羅的に検討し理解することにより現代の国際法並びに国際経済法の研究水準を把握することを目的とする。この授業は、法学研究科修士課程のディプロマ・ポリシーに掲げる(1)学術的な発展可能性のある問題を設定する力、(2)新規性のある研究を遂行する力、(3)研究を適切に管理・表現する力を育成する科目である。

科目名	国際経済法研究II(酒井)		
担当教員	酒井 啓亘		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では森田章夫・寺谷広司・吉田脩・岩月直樹編『国際法の理論と実現 岩沢雄司先生古稀記念』(信山社、2025年)を教科書として指定し、所収されている論文を毎回1本ずつ取り上げて検討していく。このテキストは「国際法と国内法の関係」「国際法上の義務」「国家管轄権」「国際経済法」「国際人権法・自決権」「国際裁判」「『力』の行使に対する法的規制」の7部構成であり、所収論文により国際経済法とそれに関する国際法秩序に関する現代的な課題が考察されている。このため、これらの論文を網羅的に検討し理解することにより現代の国際法並びに国際経済法の研究水準を把握することを目的とする。この授業は、法学研究科修士課程のディプロマ・ポリシーに掲げる(1)学術的な発展可能性のある問題を設定する力、(2)新規性のある研究を遂行する力、(3)研究を適切に管理・表現する力を育成する科目である。

科目名	国際法研究I(萬歳)		
担当教員	萬歳 寛之		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は、カーボンニュートラル副専攻の選択必修科目の1つとなります。したがって、法学ならびに国際法を専攻していない学生にも開かれた授業になります。カーボンニュートラルといった気候変動対策に関わる国際法は、気候変動枠組条約からはじまり、京都議定書をはさんで、現在のパリ協定に至る流れで発展してきました。これらの文書の名称は、枠組条約、議定書、協定とそれぞれ異なりますが、すべて法的カテゴリーとしては「条約」となります。国際法を勉強したことがない方は、こうしたことを初めて聞くことになり、？が頭に浮かぶのではないのでしょうか。他方で、国際法学を勉強してきた人の中には、気候システムと聞いても、正確にイメージできない方も多いと思われます。国際法研究I/IIでは、気候変動に関する科学と法の関係を基礎から勉強できる、教科書の箇所を示したテキストを読んでいくことにします。

科目名	国際法研究II(萬歳)		
担当教員	萬歳 寛之		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	専修科目 国際関係法(公法)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は、カーボンニュートラル副専攻の選択必修科目の1つとなります。したがって、法学ならびに国際法を専攻していない学生にも開かれた授業となります。カーボンニュートラルといった気候変動対策に関わる国際法は、気候変動枠組条約からはじまり、京都議定書をはさんで、現在のパリ協定に至る流れで発展してきました。これらの文書の名前は、枠組条約、議定書、協定とそれぞれ異なりますが、すべて法的カテゴリーとしては「条約」となります。国際法を勉強したことがない方は、こうしたことを初めて聞くことになり、？が頭に浮かぶのではないのでしょうか。他方で、国際法学を勉強してきた人の中には、気候システムと聞いても、正確にイメージできない方も多いと思われます。国際法研究I/IIでは、気候変動に関する科学と法との関係を基礎から勉強できる、「教科書」の箇所を示したテキストを読んでいくことにします。

科目名	法哲学・法思想史研究I(郭)		
担当教員	郭 舜		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 法哲学	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

法哲学・法思想史分野の重要基本文献から最新の議論動向までを演習形式で扱う。今学期はDavid Dyzenhaus, *The Long Arc of Legality*を読む。Dyzenhausは南アフリカ出身でカナダ・トロント大学で教鞭を執る、法哲学・法思想史の専門家である。本書では、法実証主義的法理解をとるならば、法機関は法主体の「なぜそれが私にとって法でありうるのか？」という疑問に答えることができない、として法実証主義を批判する。法は正統性なき権威(illegitimate authority)ではありえない、常に何らかの正統性を有しているはずだ、というのである。議論はホブズやケルゼン、ハートのような法思想史・法理論上の重要な論者の見解を踏まえつつ、国内法から国際法をも含む形で展開される。筆者のアパルトヘイト時代の経験に裏打ちされた法理論は、法哲学が抽象的な概念を弄ぶものであってはならないという信念に貫かれている。

この科目は、大学院法学研究科のディプロマ・ポリシーに掲げる、(1)学術的な発展可能性のある問題を設定する力、(2)新規性のある研究を遂行する力、(3)研究を適切に管理・表現する力を修得し、(4)その知見を用いて専門家と協働する姿勢を育成する科目である。

なお、本授業は直後の時限の「法哲学・法思想史特殊研究I」と一体のものとして行われるため、併せて受講されたい。また、授業進行にあたっては、受講者に大学院生として十分な研究能力があることを前提とする点、留意されたい。

科目名	法哲学・法思想史研究II(郭)		
担当教員	横濱 竜也		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金4時限		
科目区分	専修科目 法哲学	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

市民としての義務である政治的責務がいかに正当化されるか、正当化されえないか、とりわけ法哲学においては悪法問題への応答の主幹をなすものとして絶えず批判的検討に付されてきている。今年度の本科目では、政治的責務論の議論状況を確認し、具体的トピックへの適用を行う、The Oxford Handbook of Political Obligation (Oxford University Press, 2026年1月14日刊行予定)を主たるテキストとして、国家や法の正統性の有無やその条件について、参加者とともに議論する。このような作業を通じて、法学研究科のディプロマ・ポリシーにある、(1)学術的な発展可能性のある問題を設定する力、(2)新規性のある研究を遂行する力を養うこととする。

科目名	法社会学研究I(高村)		
担当教員	高村 学人		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 法社会学	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

法社会学とは、法の機能と意味を社会学的調査から明らかにし、それを通じて法解釈学や立法政策への寄与を目指す学問分野である。
 本授業は、法社会学の入門的・導入的な授業となること、受講生の研究テーマの発展に寄与すること、の二つを目標に行う。
 前半では、法社会学とは何か、どのような研究が世界や日本で行われてきたか、を知ることができる文献の検討を行う。
 中盤では、法社会学の基本概念や著名な理論に関する文献の検討を行う。生ける法、法意識、規制執行スタイル、法の合理化、法の内生性などに関する文献が候補となるが、受講生の研究テーマに関連する文献をなるべく用いるようにする。所有権、契約、法的人格、規制など実定法学の基本概念に関連する文献も選択対象となる。
 後半では、中盤で取り上げた文献の基本概念や理論が、その後、どのような研究を生み出したのか、についての文献調査を行い、最近の原著論文を検討することとする。受講生の研究を進展させる上で手掛かりとなるような原著論文を選択する。
 授業を通じて、国内外の研究動向を頭に描くことができるようになり、受講生の研究をその中に位置づけられるようになることを目指す。
 学部時代に法社会学の科目を受講したことのない方も気軽に履修してください。基礎法学専攻のみならず、民事法学専攻、公法学専攻の院生の受講も歓迎です。

科目名	法社会学研究II(高村)		
担当教員	高村 学人		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	専修科目 法社会学	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

法社会学とは、法の機能と意味を社会学的調査から明らかにし、それを通じて法解釈学や立法政策への寄与を目指す学問分野である。法社会学に限らず、一般的に優れた研究を実現するには、先行研究を幅広く調査し、自らの研究をそれらに関連づけ、学術的な発展可能性のある問いを設定できるようになる必要がある。

ところで、社会科学の論文の章立てには、1.序論(Introduction)、2.先行研究の検討(Literature Review)、3.方法(Method)、4.結果(Results)、5.考察(Discussion)、6.結論(Conclusion)、の型がある。とりわけ重要なのが、2.先行研究の検討(Literature Review)の章であり、ここでの優れた検討が他の章や論文全体の質を高める。それゆえ、本授業では、最初に幾つかの法社会学の原著論文(Original Academic Articles)を題材に、論文の型や構造を分析し、先行研究の検討がどのように行われ、他の章にどのように活かされているか、を読み解いていく。その後、研究動向をレビューしたレビュー論文を検討する。ここでは、受講生の研究テーマに近いレビュー論文を選ぶ。これを手掛かりに、どのような法社会学的研究が先行研究として存在するか、の文献調査も行う。これにより国内外の研究動向を調査する方法を身につけ、各自の報告で検討対象とする先行研究を仮確定する。その後は、輪番で各自の研究テーマについての先行研究の文献リストを作成・説明したり、研究動向をレビューする報告を得る。報告においては、対象とした文献を読み解きながらも、それを他の先行研究や自らの研究計画に関連づけ、新たな概念・分類を提示したり、独自性ある問いを設定するような展開を期待したい。

実定法学の学位論文でも法社会学の研究動向への検討を含むことが論文の深みと広がりをもたらす。その逆も真である。法社会学の研究トピックは、参考文献②、③、④の目次に示されるように実定法学全般に及ぶ。基礎法学専攻のみならず、民事法学専攻、公法学専攻の院生の受講も歓迎したい。

科目名	ローマ法研究I (宮坂)		
担当教員	宮坂 涉		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 法史学	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ローマ法研究の基礎となるラテン語原典を購読します。

科目名	ローマ法研究II (宮坂)		
担当教員	宮坂 渉		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 法史学	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ローマ法研究の基礎となるラテン語原典を購読します。

科目名	日本法史学研究I(和仁)		
担当教員	和仁 かや		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木1時限		
科目区分	専修科目 法史学	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本授業では、近世期から近代(19世紀)の民事法に関するテーマを扱う。具体的なテキストや扱う素材は、参加者の予備知識や問題関心に応じて柔軟に設定するが、歴史資料の解読もしくは法制史に関する基本文献を想定している。金銭債権、土地制度、あるいは家制度等に関する歴史資料の解釈のあり方はもとより、これらの歴史的素材から如何にして当時の法制度及びそれを取り巻く背景を再現するかなど、この時期の民事法をめぐる諸問題につき、出来るだけ多面的かつ緻密に検討したい。

科目名	日本法史学研究II(和仁)		
担当教員	和仁 かや		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木1時限		
科目区分	専修科目 法史学	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本授業では、近世期から近代(19世紀)の民事法に関するテーマを扱う。具体的なテキストや扱う素材は、参加者の予備知識や問題関心に応じて柔軟に設定するが、歴史資料の解読もしくは法制史に関する基本文献を想定している。金銭債権、土地制度、あるいは家制度等に関する歴史資料の解釈のあり方はもとより、これらの歴史的素材から如何にして当時の法制度及びそれを取り巻く背景を再現するかなど、この時期の民事法をめぐる諸問題につき、出来るだけ多面的かつ緻密に検討したい。

科目名	英米法研究I(中村)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 英米法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前期と後期にわたる通年の授業である。
 英米法における私法上の救済手段(Remedies)を、イギリス私法を中心に体系的に整理し、関連判例を講読する。
 英米間で法が大きく異なる部分については、米国法も比較研究する。

この授業は、カリキュラムポリシー(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	英米法研究II(中村)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	専修科目 英米法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前期と後期にわたる通年の授業である。
 英米法における私法上の救済手段(Remedies)を、イギリス私法を中心に体系的に整理し、関連判例を講読する。
 英米間で法が大きく異なる部分については、米国法も比較研究する。

この授業は、カリキュラムポリシー(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	英米法研究I(安部)		
担当教員	安部 圭介		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 英米法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

学生ペニー・レスの伯父アングル・リッチは、毎年新歓コンパの時期になると大学生が急性アルコール中毒を起こし、救急病院に担ぎ込まれることに心を痛めていた。そこでリッチは、ペニーの大学入学に際し、「入学後1年間、アルコール飲料をまったく飲まなかったら、学年末に5,000ドルあげよう」と約束した。ペニーはこれに応じ、リッチに感謝の気持ちを伝えた上で、もともとアルコールは嫌いなので1年間飲まずにいるのは自分にとって別に難しいことではないと言った。学年末になり、約束通りアルコールをまったく飲まなかったことをペニーが報告しに行ったところ、リッチは、「5,000ドルあげるのはやめることにしたよ。がっかりしないでほしい。飲まないほうが健康にもいいし、友達が酔っ払ってどんちゃん騒ぎをしていたときも巻き込まれずに済んだのだから、落ち着いた学生生活を送れてよかったじゃないか」と言って、約束した金額を渡そうとしない。ペニーは、リッチに5,000ドルの支払いを求めることができるだろうか。

この授業では、アメリカ契約法のさまざまな分野のうち、とりわけ特徴的な約因法理と約束的禁反言の法理について、このような例題に解答・解説の付された問題演習形式の教科書を使って学んでゆく。基本事項について教員が説明した後、例題1題につき1名を指名し、設例の紹介と大まかな解答の方向の提示を求める。これに教員が補足を加え、他の受講者のコメントも随時促しながら、全員で学び進める。日本法との比較も試みる。

科目名	英米法研究II(安部)		
担当教員	安部 圭介		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	専修科目 英米法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ティファニーは、数年前、立派な銀の水差しを相続によって得た。この水差しは19世紀に活躍した著名な銀細工師マエストロ・ダ・シルヴァの手で装飾を施されたものと長年信じられていたが、ティファニーが改めて鑑定を依頼したところ、多くの専門家は、これはダ・シルヴァの弟子が制作したもので、1万ドルの値打ちしかない結論づけた。ダ・シルヴァの作品であったとすれば100万ドルは下らないだろうと見積もっていただけに、ティファニーはがっかりして、水差しを見るのも嫌になってしまった。そこで、彼女は水差しを売却することに決めた。

美術品収集家スターリングは、専門家の鑑定は間違いで、この水差しはおそらくダ・シルヴァ自身の作品ではないかと感じた。ティファニーが1万2,000ドルで売りたいと言っているのを聞いたスターリングは即座にこれに応じ、2人は書面による売買契約を交わした。

その2か月後、ある研究者がダ・シルヴァの日記を発見し、その記述から、水差しはまさしくダ・シルヴァの作品であることが判明した。

水差しはまだティファニーの自宅にある。ティファニーは、引渡しを拒めるだろうか。この授業では、アメリカ契約法のさまざまな分野のうち、契約の規制に関わる分野に注目し、知識を応用して日米の法を比較しながら、このような設例について全員で討論する。

基本事項について教員が説明した後、例題1題につき1名を指名し、設例の紹介と大まかな解答の方向の提示を求める。これに教員が補足を加え、他の受講者のコメントも随時促しながら、学び進める。

科目名	フランス法研究I(大橋)		
担当教員	大橋 麻也		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 フランス法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

フランス語文献の講読を集中的に行い、フランス法の基本事項について考察を深めます。フランス法のどの分野を研究するにせよ、共通して身に付けておくべき知識はたくさんあります。とりわけ、法史入門、そして政治・行政・裁判の各制度は、フランス法というひとつの特殊な規範体系を枠づける基本要素です。これらに限定する必要はありませんが、フランス法の基本事項に関する文献を取り上げ、講読を行います。文献は参加者と相談の上で決めます。

対面とZoomによるハイブリッド形式で授業を行います。Zoomの回については別途指示しますが、その場合はWaseda Moodleの授業のページに表示されるアイコンから参加してください。日時は時間割に定められた曜日・時限とします。

科目名	フランス法研究II(大橋)		
担当教員	大橋 麻也		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 フランス法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

フランス語文献の講読を集中的に行い、フランス法の基本事項について考察を深めます。フランス法のどの分野を研究するにせよ、共通して身に付けておくべき知識はたくさんあります。とりわけ、法史入門、そして政治・行政・裁判の各制度は、フランス法というひとつの特殊な規範体系を枠づける基本要素です。これらに限定する必要はありませんが、フランス法の基本事項に関する文献を取り上げ、講読を行います。文献は参加者と相談の上で決めます。

対面とZoomによるハイブリッド形式で授業を行います。Zoomの回については別途指示しますが、その場合はWaseda Moodleの授業のページに表示されるアイコンから参加してください。日時は時間割に定められた曜日・時限とします。

科目名	中国法研究I(文)		
担当教員	文 元春		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 中国法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、中国における主要な現行法を取り上げ、且つ、その中の幾つかの重要な制度を中心に概説する。基本的には、春学期は公法、秋学期は私法(民法)を扱うことになる。なお、履修者による中国法関連の研究報告も大いに歓迎する。また、授業の進捗状況により、講義担当者が関心を持っている中国語文献を取り上げることもある。
・この授業は、カリキュラムポリシー(科目履修)の(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	中国法研究II(文)		
担当教員	文 元春		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	専修科目 中国法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、中国における主要な現行法を取り上げ、且つ、その中の幾つかの重要な制度を中心に概説する。基本的には、春学期は公法、秋学期は私法(民法)を扱うことになる。なお、履修者による中国法関連の研究報告も大いに歓迎する。また、授業の進捗状況により、講義担当者が関心を持っている中国語文献を取り上げることもある。
・この授業は、カリキュラムポリシー(科目履修)の(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	ロシア法研究I(渋谷)		
担当教員	渋谷 謙次郎		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 ロシア・東中欧法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ロシア法研究 I では、最近のロシア語新聞や雑誌に掲載されたロシアの法および政治、ウクライナ侵攻などに関連する記事や論評を読みます。その中には政権寄りのメディアもあれば、独立系メディアもあり、それぞれの論調の違いなども関心事項となるでしょう。履修予定の方には、学部時代に第二外国語等でロシア語の履修経験があり、辞書を用いつつもロシア語の文章を読み進めていく根気が必要となります。なお、場合によってズームを通じたオンラインの併用をも考えています。

科目名	ロシア法研究II(渋谷)		
担当教員	渋谷 謙次郎		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	専修科目 ロシア・東中欧法	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ロシア法研究 II は、前期の I の続編で、授業内容の趣旨は同様ですが、最近のロシア語新聞や雑誌に掲載されたロシアの法および政治に関連する記事や論評を読みます。その中には政権寄りのメディアもあれば、独立系メディアもあり、それぞれの論調の違いなども関心事項となるでしょう。履修予定の方には、学部時代に第二外国語等でロシア語の履修経験があり、辞書を用いつつもロシア語の文章を読み進めていく根気が必要となります。なお、場合によってズームを通じたオンラインの併用をも考えています。

科目名	商法特殊研究(1)I(大塚)		
担当教員	大塚 英明		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木6時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

皆さんは、大学院の修士課程で最初のステップとして修士論文を書き上げなければなりません。さらに博士課程の学生は、最終的に博士論文を完成させるために多くの単発論文を発表していかなければなりません。この研究および成果発表の過程でもっとも重要なことは、偉大な研究者たちがこれまで積み上げてきた成果を十分に理解することです。単なる思いつきで持論を展開するだけでは、どうしても皮相的な成果しかあげることができなくなってしまいます。それに、皆さんが研究過程で思いつくようなことは、およそ過去の研究者たちが言い尽くしてきた内容であることがほとんどです。したがって、自らの研究テーマとその到達点を細部まで「独善的に」設計してしまう前に、先達の業績を読み込むことはとても重要な前提作業となります。この授業では、資料の「読み込み方」を練習しようと思います。まさに「眼光紙背に徹する」まで、するどく資料を読み解かなければ、自からの研究成果を磨き上げることができません。そのうえで、その知見を自身の成果にどのように組み込んでいくか、それにも大いに悩まなくてはなりません。具体的には、最近公開された会社法の論文を一つとりあげ、それを参加学生が「輪読」するかたちで授業を進めます。

なお、春学期の商法特殊研究(1)Iと秋学期の商法特殊研究(1)IIを一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません(いずれかが他方の前提となるわけではありません)。

科目名	商法特殊研究(1)II(大塚)		
担当教員	大塚 英明		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木6時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

皆さんは、大学院の修士課程で最初のステップとして修士論文を書き上げなければなりません。さらに博士課程の学生は、最終的に博士論文を完成させるために多くの単発論文を発表していかなければなりません。この研究および成果発表の過程でもっとも重要なことは、偉大な研究者たちがこれまで積み上げてきた成果を十分に理解することです。単なる思いつきで持論を展開するだけでは、どうしても皮相的な成果しかあげることができなくなってしまいます。それに、皆さんが研究過程で思いつくようなことは、およそ過去の研究者たちが言い尽くしてきた内容であることがほとんどです。したがって、自らの研究テーマとその到達点を細部まで「独善的に」設計してしまう前に、先達の業績を読み込むことはとても重要な前提作業となります。この授業では、資料の「読み込み方」を練習しようと思います。まさに「眼光紙背に徹する」まで、するどく資料を読み解かなければ、自からの研究成果を磨き上げることができません。そのうえで、その知見を自身の成果にどのように組み込んでいくか、それにも大いに悩まなくてはなりません。具体的には、最近公開された会社法の論文を一つとりあげ、それを参加学生が「輪読」するかたちで授業を進めます。

なお、春学期の商法特殊研究(1)Iと秋学期の商法特殊研究(1)IIを一連の授業として進行しますが、いずれか一方だけを受講してもかまいません(いずれかが他方の前提となるわけではありません)。

科目名	商法特殊研究(2)I(箱井)		
担当教員	箱井 崇史		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本年度は、海法に関する文献研究をベースとして進めていきます。このほか、論文作成中の学生の研究報告を適宜加えて、参加者全員による討論を行います。できるだけ新しい文献をとりあげて海法研究の最先端にふれるとともに、それぞれの論文作成のための参考とするため、構成や資料の使い方、さらに論理の展開などについても意識的に検討したいと思います。

【授業は対面の予定です】ツールバーを追加今回は使用しない今後表示しない

科目名	商法特殊研究(2)II(箱井)		
担当教員	箱井 崇史		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前期に引き続き、海法に関する文献研究をベースとして進めていきます。このほか、論文作成中の学生の研究報告を適宜加えて、参加者全員による討論を行います。できるだけ新しい文献をとりあげて海法研究の最先端にふれるとともに、それぞれの論文作成のための参考とするため、構成や資料の使い方、さらに論理の展開などについても意識的に検討したいと思います。ツールバーを追加今回は使用しない今後表示しない

修士論文提出予定者による最終報告とその検討も授業の一環として実施する予定です。

科目名	商法特殊研究(3)I(鳥山)		
担当教員	鳥山 恭一		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

一定のフランス語能力がある受講者を対象にして、フランス語文献を用いてフランス法を研究する技術および能力を修得させ向上させることを目標にします。

フランス法は歴史的にみて日本の諸法制に影響を与えてきたわけですが、そのことに加えて、現行フランス法制を理解し研究することは、現行の日本法の様々な問題を相対化して考えるうえでも有意義です。本演習は、とくに会社法を中心とした企業法制を対象にして、フランス法制を内面的に理解し研究するための能力の修得と向上を目標にします。

科目名	商法特殊研究(3)II(鳥山)		
担当教員	鳥山 恭一		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

一定のフランス語能力がある受講者を対象にして、フランス語文献を用いてフランス法を研究する技術および能力を修得させ向上させることを目標にします。

フランス法は歴史的にみて日本の諸法制に影響を与えてきたわけですが、そのことに加えて、現行フランス法制を理解し研究することは、現行の日本法の様々な問題を相対化して考えるうえでも有意義です。本演習は、とくに会社法を中心とした企業法制を対象にして、フランス法制を内面的に理解し研究するための能力の修得と向上を目標にします。

授業は対面で行なう予定です。

科目名	商法特殊研究(4)I(福島)		
担当教員	福島 洋尚		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は、基本的に対面方式により実施しますが、一部、オンライン方式を利用します。この授業は、会社法のうち、M&A法制にかかわる問題を取り上げる。特に近時におけるM&A判例の検討や、ソフトローとしてのM&A指針の内容を検討します。

科目名	商法特殊研究(4)II(福島)		
担当教員	福島 洋尚		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業は基本的に対面方式により実施しますが、一部、オンライン方式を利用します。この授業は、会社法のうち、買収防衛をめぐる問題を取り上げ、検討します。近時、紛争例が多く、特殊研究として取り上げるのに相応しいテーマであると考えられます。

科目名	民事訴訟法特殊研究(1)(高田)		
担当教員	高田 昌宏		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

わが国の民事訴訟法が模範としたドイツ民事訴訟法について、その基本的な教科書(もしくは論文)を原書講読したり、ドイツ民事訴訟法に関する邦語文献を講読することを通じて、ドイツ民事訴訟法の概要と現状を理解することを目指します。そのうえで、わが国の民事訴訟法との比較により、わが国の民事訴訟法の基礎にある原理・原則の探究を試みます。民事訴訟法のなかでも、民事訴訟の目的、審理原則、手続的基本権、既判力などの基本的問題を取り上げる予定です。受講者は、ドイツ語の基本的な文法知識を有していることが望ましい。*授業の実施方式は、対面授業を原則とします。

科目名	民事訴訟法特殊研究(2)(高田)		
担当教員	高田 昌宏		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

わが国の民事訴訟法が範としたドイツ民事訴訟法について、その基本的な教科書(もしくは論文)を原書講読したり、ドイツ民事訴訟法に関する邦語文献を検討することを通じて、ドイツ民事訴訟法の概要と現状を理解することを目指します。そのうえで、わが国の民事訴訟法との比較により、わが国の民事訴訟法の基礎にある原理・原則の探究を試みます。民事訴訟法のなかでも、民事訴訟の目的、審理原則、手続的基本権、既判力などの基本的問題を取り上げる予定です。受講者は、ドイツ語の基本的な文法知識を有していることが望ましい。

* 授業の実施方式は、対面授業を原則とします。

科目名	比較民事訴訟法研究I(勅使川原)		
担当教員	勅使川原 和彦		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツ語文献を用いて、ドイツ民事手続法(またはEUの民事手続法)の基本書、あるいは最新の文献や判例を研究し、日本法への示唆を得る。

受講者のレベルや関心領域に応じて、柔軟に教材を変更します。

科目名	比較民事訴訟法研究Ⅱ(勅使川原)		
担当教員	勅使川原 和彦		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツ語文献を用いて、ドイツ民事手続法(またはEUの民事手続法)の基本書,あるいは最新の文献や判例を研究し、日本法への示唆を得る。
受講者のレベルや関心領域に応じて、柔軟に教材を変更します。

科目名	民事執行・保全法研究(松村)		
担当教員	松村 和徳		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

「民事執行・保全法」は、実務との関連が極めて深く、かつ実体法と密接に関連する科目なので、実務での実態を認識しつつ、実体法と手続法相互の理解を必要とする基本的論点に関する問題について取り扱う。本授業では、理論と実務の架橋を念頭に置き、前半部分と後半部分とを分け、前半部分では、民事執行・保全法の基本構造の理解、判例の把握に重点を置いて基本知識の習得を目的とする。後半部分は、最新の判例をできるだけ題材として取り上げ、実体法と手続法の交錯する論点を中心に、判例・学説の問題点を抽出し、分析・検討する。
いずれも学生の前提知識、理解度によっては、下記に示す授業計画を変更することもある。その場合は、学生と相談の上、授業計画の変更を行う予定である。
なお、授業は、学生と相談の上、オーストリア民事執行・保全法に関する文献講読も加えることもある。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	労働法特殊研究(1)(下井)		
担当教員	下井 康史		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

公務員法の諸論点のうち、特に行政法上の論点を検討する。素材は、我が国の裁判例および研究論文・学術書である。

科目名	労働法特殊研究(2)(竹内)		
担当教員	竹内 寿		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

アメリカ労働法についての文献(書籍ないしローレビュー等の論文)を精読し、もって、アメリカ労働法理論及びそれをめぐる議論状況についての理解を得る。

※あらかじめ特定の文献を指定していないところ、具体的な文献については、受講者の希望等を考慮しながら決定する。

科目名	労働法特殊研究(3)(水町)		
担当教員	水町 勇一郎		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

フランスの労働法学的雑誌(Droit Social, Revue de droit du travail)に掲載される最新論文を精読し、フランス労働法学の奥行きと動向を知る。

科目名	資本市場法研究(若林)		
担当教員	若林 泰伸		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水1時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

これまでの本講座の授業内容を踏襲し、主として金融商品取引法を中心とする資本市場法制を対象とする。組織法としての会社法等を前提とし、市場法としての独禁法等の経済法、金融関連法としての銀行法、保険業法等との関連性を意識して研究を深めていくことが期待される。

この授業では、金融商品取引法にかかる主要論点や最近の重要論文・判例等を取り上げ、意見を交換する。そこにおいては、基礎理論から最新の問題まで幅広く取り上げることとし、必要に応じて、外国法も検討する。

授業の実施方法については、大学・法学研究科の方針に従って、原則として対面授業により実施することを予定している(ただし、受講者とも相談して、リアルタイム配信により授業を実施することもあり得る)。

この授業では、資本市場法分野における学術情報の検索の能力を高め、資本市場法に関する専門的知識・技能の修得に役立ち、比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を高めるとともに、双方向の討論を活発に行うことでコミュニケーション力の涵養にも意を用いる。

科目名	信託法 (坂東・藤井)		
担当教員	坂東 洋行@藤井 愛彦		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

信託業の受託残高は1,500兆円を超え、信託は社会基盤としての役割を担っている反面、実務に携わっていないと、なかなか理解が進まない学際領域です。政府が進める貯蓄から投資への取組は、投資信託の設定、運用・管理等、信託が関与しなければ成り立ちません。また、金融機関のバランスシート調整や巨額投資となる航空機の調達なども流動化・証券化のスキームに信託が大きな役割を担っています。

この科目では、ベーシックな信託法の理解は、学部科目に委ね、最低限の取扱とし、民事信託等を長年実務で扱ってきた弁護士、信託業で機関投資家として信託財産の運用・管理に携わってきた専任教員により、信託が社会・経済で果たす役割を判例・実務によるケースメソッドで理解を深めていくよう工夫していきます。

この科目は、カリキュラム・ポリシーの「発展・展開科目の学修」に該当し、信託法を学ぶことによって、関連する金商法、民法などの法律もより深く理解することができます。

科目名	国際民事訴訟法研究（渡部）		
担当教員	渡部 美由紀		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

国際民事訴訟法に関する国内外の判例・文献等の分析・検討を行います。毎回担当を決め、担当者の報告に基づいて、受講者全員で議論します。具体的な内容は第1回授業時に受講者と相談の上で決定します。授業は原則として対面で行います。

科目名	倒産処理法特殊研究(1)(山本)		
担当教員	山本 研		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

主に、倒産法に関するベーシックな英語文献を講読します。基本的なTEXT や論文の講読を予定していますが、受講者の希望があれば、倒産法や関連する民事法分野の判例や論文を講読することや、そのほか関連するテーマを扱うこともあり得ます。法学研究科のカリキュラムポリシーとの関係では、「深い法的な専門性を備える法学研究者の養成(修士課程)」、および「比較法研究をはじめ、国外における研究動向・蓄積を踏まえた問題設定・分析解決の基礎となる能力の涵養(博士後期課程)」に関係する授業となります。

科目名	倒産処理法特殊研究(2)(山本)		
担当教員	山本 研		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

主に、倒産法に関するベーシックな英語文献を講読します。基本的なTEXT や論文の講読を予定していますが、受講者の希望があれば、倒産法や関連する民事法分野の判例や論文を講読することや、そのほか関連するテーマを扱うこともあり得ます。法学研究科のカリキュラムポリシーとの関係では、「深い法的な専門性を備える法学研究者の養成(修士課程)」、および「比較法研究をはじめ、国外における研究動向・蓄積を踏まえた問題設定・分析解決の基礎となる能力の涵養(博士後期課程)」に関係する授業となります。

科目名	国際知的財産法(駒田)		
担当教員	駒田 泰士		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木6時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

多数国で特許や商標等の登録出願がなされ、著作権に関する国際的な取引が活発化するなど、今日ではかつてないほど知的財産権をめぐる環境が国際化している。それゆえ知的財産権をめぐる涉外事件も近年増加し、いかなる場合にわが国の裁判所は裁判をなすのか、適用される法はどの国の法であるかという問題が実務上重要性を増しつつある。この講義は、近時活発に議論されている知的財産法と国際私法が交錯する法問題に焦点を当てて、かかる先端的法実務に対応するための基礎的な能力を涵養しようとするものである。

科目名	Comparative Studies of Intellectual Property Law (RADEMACHER)		
担当教員	カラペト ホベルト@クオン キジュン		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Comparative Intellectual Property law class for Japanese and international graduate students. This class can be taken both by students who have not taken IP law classes before, or students who have studied IP law in Japan or abroad. Basic introduction of fundamental areas in IP law such as patent law, trademark law and copyright law; after explain basic concepts, discussion of selected topics of recent interest.

科目名	国際知的財産紛争処理法(服部)		
担当教員	服部 誠		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

経済活動がボーダレス化する昨今、国内企業が諸外国において、国際的な知財トラブルに巻き込まれるケースが多発している。この授業では、国内企業が自社のサービスを守るため、そういった国際的な知財紛争にどのように対応していけばよいか、実体法と手続法の基礎について、実際の紛争事案を念頭におきつつ、実務的な観点から学習する。

科目名	著作権法研究(1)(今村)		
担当教員	今村 哲也		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

授業実施形態:対面式で授業を行うが、半分を超えない範囲で、双方向型リアルタイム配信およびオンデマンド(事前収録)で授業を進める。

具体的な授業内容は、参加者の属性や要望に応じて柔軟に対応するが、さしあたり以下のような内容を含むものとする(関心があれば、ヨーロッパにおける外国文献の講読などもさらなる選択肢となり得る)。第一に、著作権法学に関する重要論文を検討して、学界における議論の最前線をフォローすることである。具体的には、最近の代表的な論文を精読してこれを批判的に検討する。そこでは、知的財産法学の総論ないし体系論をめぐる最近の議論も検討対象となろう。このような検討は、知的財産法を専攻する者にとって不可欠であることはもちろん、他分野を専攻する者にとっても何らかのインスピレーションを与えるものとなり得よう。

第二に、著作権法に関する最新判例を検討して、著作権訴訟の実務的動向をフォローする。知的財産法に関する裁判例は、下級審も含めて判決文が直ちに最高裁ウェブサイトに掲載されているため、本授業ではそうした最新判例をいち早く分析する(関心があれば、米国やヨーロッパにおける外国判例もさらなる選択肢となり得る)。

第三に、参加者が著作権法に関する自らの研究内容を報告し、これをもとに議論を行う。研究報告の機会を持つことは、担当者にとって研究の進展や整理を促すものであるとともに、議論を通じて、さらなる発見や分析の契機となり得るものである。

科目名	著作権法研究(2)(石新)		
担当教員	石新 智規		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水6時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

歴史的、比較法的観点をつまみ、著作権に関する米国最高裁判決を受講生とともに検討する。対象とする判例は授業計画記載のとおり。

科目名	経済法(1)(菅久)		
担当教員	菅久 修一		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

日本の独占禁止法の構造・内容や自由経済社会での役割を理解する。その際に、実際にどのような競争上の問題があつて、それらに対して独占禁止法のどのような規定が適用され、公正取引委員会が具体的にどのように法執行しているのか、独占禁止法の主要な判決・審決でどのようなことが争点になり議論されているのかを意識しつつ検討する。春学期では、独占禁止法の実体規定(不当な取引制限、事業者団体規制、私的独占、不公正な取引方法)を対象とする。

科目名	経済法(2)(菅久)		
担当教員	菅久 修一		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

日本の独占禁止法の構造・内容や自由経済社会での役割を理解する。その際に、実際にどのような競争上の問題があつて、それらに対して独占禁止法のどのような規定が適用され、公正取引委員会が具体的にどのように法執行しているのか、独占禁止法の主要な判決・審決でどのようなことが争点になり議論されているのかを意識しつつ検討する。秋学期では、独占禁止法の手続規定、企業結合規制と、知的財産権と独占禁止法などの発展的課題を対象とする。

科目名	比較知的財産法研究(ラーデマツハ)		
担当教員	ラーデマツハ クリストフ		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土4時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

日本の知的財産法の主要論点は、米国や欧州の主要国の学説や判例理論に影響を受けているものが多い。また、現在、法改正の議論の対象となっている著作権におけるフェアユースや商標法におけるトレードドレスの保護等も、諸外国の動向を視野に、改正の方向性が構築されている。従って、日本の知的財産法の判例理論や学説を理解するためには、米国・欧州主要国の知財制度を知り、比較法の観点から分析することが必要になる。そのため、本講義では、日本知財法の主要論点に関する米国・欧州主要国の判例を読み、対応する日本の学説・判例と比較分析することで、日本知財法の理解を深めることを目的とする。

科目名	社会保障法特殊研究(1)(中島)		
担当教員	中島 誠		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土1-2		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

社会保障を巡って、如何なる価値選択が政治的決定に委ねられ、どのような過程を経て政治的決定が行われているのか。

そして、その政治的決定には、内容面と手続面のそれぞれにおいて、どのような法的な枠組み、制約が課されるべきなのか(I 政治的決定の内容を規定する法的枠組み、II-1 政治的決定の過程における権力付与を規定する法的枠組み、II-2 政治的決定の過程における権力行使を規定する法的枠組みとその限界)について、社会保障法学、憲法学、政治学、行政学等の諸論稿を涉猟しながら、考察を深める。

本年度は、上記IIを講じる。

科目名	社会保障法特殊研究(2)(福島)		
担当教員	福島 豪		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツの社会保障法—ドイツで“Sozialrecht”と呼ばれている法分野—を検討する。ドイツの社会保障法に関するドイツ語文献の講読と、それを踏まえた議論を通じて、ドイツ法の仕組みや理論の背後にある構造を把握することを目指す。

科目名	社会保障法特殊研究(3)(林)		
担当教員	林 健太郎		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本科目は、社会保障法・社会保障に関する「理論」に焦点を当てて文献の講読を行う。社会保障法をはじめとする法学文献のみならず、広く社会科学分野における関連文献を読むことを予定している。受講者には最低1～2回の報告義務が課される(人数による)。授業形態は基本的に教場(対面)で行う。

科目名	年金制度と法(度山)		
担当教員	度山 徹		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土1-2		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この科目は、公的年金制度を中心に、年金制度を構成する基本的な考え方や機能、制度の発展経過、経済社会の変化に伴う制度上の課題、先進諸国の改革動向を取り上げ、今後の制度改革の方向性を展望する。これにより、法学研究科修士課程のディプロマ・ポリシーに掲げる問題設定力や研究遂行力の育成に資することを目的とする。

隔週で土曜日1,2限に実施(「医療制度と法」と交互に実施、7日間2コマずつ計14回実施。)する。いずれの回も、原則対面実施の予定であるが、やむを得ない事情によりオンライン(Zoomによるリアルタイム配信)による実施になる場合があり得る。(受講に当たって、健康上の理由など特別な配慮が必要な場合には、講義の開始前に連絡をいただきたい。)

※この科目は当該授業内容に関する実務の経験を有する教員等がその実務経験を活かして講義等を行う科目である。

科目名	成年後見・権利擁護と法(橋本)		
担当教員	橋本 有生		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月6時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

日本には、知的障害や精神障害などにより、単独で法律行為を行うことが困難と認められる成年者に対し、その能力を補充し、意思決定を支援するための制度として成年後見制度が設けられている。この制度は、成年後見人等が代理権や取消権を行使することにより本人の能力を補完する仕組みであり、国際的にも同様の枠組みを採用する国は決して少なくない。しかし、障害者権利条約の理念を背景として、成年者保護の在り方そのものが国際的に再検討の対象となっており、日本の成年後見制度も大きな転換期にあると指摘されている。このような状況のもと、日本においては、成年後見制度の在り方を見直すため、法制審議会において成年後見法に関する検討が重ねられてきた。

本授業では、これまでの法制審議会における議論の経過を素材として、成年後見制度についてどのような課題が認識され、どのような制度改革が提示されているのかを検討する。あわせて、当該改正の意義や問題点について、先行研究や国際的議論を踏まえつつ、分析する。これにより、受講者が、現行制度およびその改正動向を批判的に検討し、将来的な制度設計について自らの問題意識を形成することを目指す。

科目名	医療制度と法(伊奈川)		
担当教員	伊奈川 秀和		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土1-2		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

社会保障の中でもサービスを伴う医療は、健康保険法等の医療保険関係法と医療法、医師法等の医療提供体制関係法にまたがる分野である。「保険あってサービスなし」という表現に象徴されるようにファイナンスとデリバリーは切っても切れぬ関係である。特に近年は、2025年問題の後に控える204年問題という人口構造の変化、それとも関係する地域社会の変貌の中での医療需要のピークアウトなどの問題を考える上でも両者を一体的に捉えていくことが不可避である。

このことは、医療計画の病床規制と保険医療機関の指定拒否、地域の医療提供体制の診療報酬制度による誘導等にみられるように法制度を抜きに議論することができない。そこで、本講義では、医療制度を巡る現代的課題について法的側面から論じることにした。

科目名	社会福祉と法(古都)		
担当教員	古都 賢一		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土1-2		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

社会福祉の現代的意義と役割を、社会福祉制度を取り巻く社会環境の変化と法制度の変遷過程から考察する。主な素材として、社会福祉基礎構造改革、介護保険制度制定と改革、生活困窮者自立支援制度制定と改革、地域福祉と制度との関係を取り上げる。

科目名	国際保健法(棟居)		
担当教員	棟居 徳子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木6時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

経済のグローバル化に伴う国際的な人の移動の活発化、そして世界的な人口の高齢化と疾病構造の変化に保健医療制度も対応することが求められており、近年「国際保健法(Global Health Law)」という分野が提唱されている。本科目では、「国際保健法」の射程と保健医療制度の基礎である国際人権基準としての「健康権」について概説した上で、感染症、慢性疾患、公害・災害その他の個別具体的な保健医療上の課題について人権を基盤としたアプローチ(Human Rights-Based Approach: HRBA)からそれらの解決策を検討する。

科目名	社会保障法理論研究（西村）		
担当教員	西村 淳		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土3-4		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

社会保障法総論に関する「法理論」に焦点を当てて文献の講読を行う。①社会保障の法理念(生存権、自由、社会連帯、参加・貢献など)、②社会保障法の体系(制度別、給付別、分野別体系など)、③社会保険とは何か(保険者、被保険者、財政など)、④社会保障の保障方式(社会保険と税、措置と契約、サービスと現金など)、⑤社会保障の費用負担(公費、保険料、利用者負担など)、⑥社会保障の受給権(法的性格と主体、権利擁護と受給支援、ソーシャルワークと法など)などに関するものを扱う予定である(具体的には受講者の関心にできるだけ即して決定する)。実際の法制度・法改正についてできる限り言及する。受講者には最低1～2回の報告義務が課される(人数による)。授業形態は原則として教室(対面)で行うが、社会人の場合必要な配慮(一部オンライン参加を認める)を行う。

授業日は、隔週の土曜日の3・4限(4/11, 4/25, 5/9, 5/23, 6/6, 6/20, 7/4)。

科目名	船舶金融法研究（長田）		
担当教員	長田 旬平		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月その他		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は月曜日7時限として【20:05～21:45】に実施されるため注意されたい。

①船舶金融(船舶ファイナンス)について解説するとともに、②船舶金融に係る契約・担保について解説し、③船舶金融をめぐる周辺知識(造船契約・備船契約など)についても理解を深めることを目的とする。

科目名	海上損害法研究(久保)		
担当教員	久保 治郎		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火その他		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は火曜6時限として【18:15～19:55】に実施されるため注意されたい。

- (1)海難事故に伴って発生する損害や費用を妥当な範囲に抑制し、紛争を合理的かつ円滑に解決するためには、関連の規律や制度の内容を正しく理解しておくことが極めて重要である。本講義では、船舶衝突、海難救助、共同海損、油濁賠償、船骸撤去、海洋汚染等に係る損害・費用負担および紛争解決制度に関する国内外の規律(国際条約、各国法、標準的契約書式等)の内容を分析し、課題について研究する。
- (2)上記規律および制度に関連する海上保険の機能および事案対応の実務について解説する。
- (3)判例研究の回では、演習形式で討議を進める。

科目名	イギリス海上保険法研究(中出)		
担当教員	中出 哲		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月その他		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は月曜6時限として【18:15～19:55】に実施されるため注意されたい。

海上保険は、海運や貿易に関するグローバルな保険で、ロンドンの保険証券や約款がグローバルスタンダードとなっており、わが国でもそれらが利用されている。そのため、海上保険契約を理解する上では、イギリスの海上保険法の理解が必須である。

ロンドンには、海上保険のみならず、他のグローバルな保険や再保険の中心的市場であり、イギリスの海上保険法を知ることは、他のグローバルな保険契約を理解するうえで有益である。

本講義では、イギリスの海上保険法を理解するために、イギリス法の構造、裁判制度、判例の読み方なども学び、保険契約法の重要な論点について、日本法と比較しながら、イギリス法を学ぶ。

科目名	海上売買契約法研究(山原)		
担当教員	山原 英治		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月その他		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は火曜6時限として【18:15～19:55】に実施されるため注意されたい。

貿易での輸送手段は、航空運送が発達してきたとはいえ、大量輸送やコスト面などから海上運送がなお90%以上を占めているとされます。本講義は国際売買契約を対象として、実務上売主買主間の権利義務を規律する重要な役割を果たしているインコタームズによるトレードタームを中心に、伝統的に海上運送・海上保険を規律してきた英国法の影響や、大陸法との調整も踏まえて制定されたウィーン売買条約(CISG)との差異などを考察し、海上売買契約法の体系と実務を研究することが主たる目的です。海上売買取引は、売買契約を中心として、それを履行するための付随的契約である海上運送契約、代金決済、そして貨物海上保険契約から主に構成されていることから、これら取引実務の知識なくして海上売買契約を締結することはできません。海上売買契約法の研究は、取りも直さず、履行契約等の研究でもあり、研究に際しては、売買当事者である売主・買主双方の立場から分析・検討することが重要です。

海上売買契約の根幹を成すのは、英国の判例を中心に発展した伝統的条件に基づくFOB契約とCIF契約ですが、近時、いわゆる「コンテナ革命」によって、FCA契約の出現などトレードタームの類型に大きな影響を与えています。また、米中対立やウクライナ戦争を背景とした経済安保、貿易戦争、制裁に伴うリスク負担・分配といった現在進行形の論点が生じていますので、これら現代の海上売買契約の課題も併せ考察します。

*授業方法:対面(一部オンライン)

科目名	国際海事争訟論(左合)		
担当教員	左合 輝行		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火その他		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は火曜7時限として【20:05～21:45】に実施されるため注意されたい。

本講義では、海事に関連する国際訴訟、国際仲裁手続、国際海事紛争における準拠法、外国判決及び仲裁判断の執行、国際裁判管轄、船舶先取特権及びその執行、船舶所有者等の責任制限に関する手続、海事国際倒産及び海事に関連する外国における手続等について、実務的な考察を加えつつ、検討をする。

科目名	備船契約法研究I(雨宮)		
担当教員	雨宮 正啓		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月その他		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は月曜7時限として【20:05～21:45】に実施されるため注意されたい。

この科目は当該授業内容に関する実務の経験を有する弁護士がその実務経験を活かして講義等を行う科目です。

実務で最も使用されているTime Charters等を教材とし、リーディングケースとなっている英国判決例などの検討を行い、定期備船契約の基本条項や通常付随条項に関して法的・実務的緒論点の考察を行う。授業形式は、原則として予め配布する資料に基づき、担当教師の解説とする。また、受講者は、英国判決例の報告を行い、受講者で討議する(原則として各受講者1回の発表)。

科目名	備船契約法研究II(雨宮)		
担当教員	雨宮 正啓		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火その他		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は月曜7時限として【20:05～21:45】に実施されるため注意されたい。

この科目は当該授業内容に関する実務の経験を有する弁護士がその実務経験を活かして講義等を行う科目です。

実務で最も使用されているTime Charters等を教材とし、リーディングケースとなっている英国判決例などの検討を行い、定期備船契約の基本条項や通常付随条項に関して法的・実務的緒論点の考察を行う。授業形式は、原則として予め配布する資料に基づき、担当教師の解説とする。また、受講者は、英国判決例の報告を行い、受講者で討議する(原則として各受講者1回の発表)。

科目名	行政法特殊研究(1)I(渡辺・田村)		
担当教員	渡辺 徹也@田村 達久		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本特殊研究では、租税法をめぐる諸問題を検討してゆくことで、参加者各自の租税法学に対する理解の総合的底上げをはかってゆく。そのため、二つの方法で講義を進めてゆく。

- ①講義参加者の研究テーマを報告して頂くことで、参加者全員の租税法能力を高める。
- ②共通研究テーマを設定して、それを精密に検討してゆく(②については、今のところ新しい裁判例の研究あるいは新しい文献の講読を予定している)。

授業は、基本的に、対面方式で実施される。ただし、実際の履修者の希望やその時々状況に応じて、対面方式の授業の枠内でリアルタイム・オンライン配信形式で実施するので、具体的には初回の授業において説明する。なお、初回の授業は、授業開始に合わせて通知するZoomURLの会議を利用して行う。

科目名	行政法特殊研究(1)II(田村)		
担当教員	田村 達久		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

今年度のこの授業は、田村が単独で実施する。
教科書欄に記載した文献の講読を行い、受講者の報告とそれに基づく質疑を全員で行うことを通じて、租税法をめぐる諸問題を検討して、受講者各自の租税法学に対する理解の総合的底上げを図る。

科目名	行政法特殊研究(2)I(岡田・人見・下山)		
担当教員	岡田 正則@人見 剛@下山 憲治		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本授業は、研究参照領域を異にする表記3人の教員が担当することにより、日本行政法および日本行政法理論の特色、特質や限界、課題等を、多角的、多面的に考察、検討し、研究することを目指します。

授業においては、日本行政法学における最新の理論動向を追い、その検討を行うために、関係の日本語文献の講読や、判例報告が行われ、これらを契機として、その質疑応答はもちろんのこと、それを土台とした議論を行います。本・春学期はこの比重が少し大きくなります。また、受講者の研究関心に応じた英米独仏の行政法研究との比較法研究をも組み込むとともに、節目節目で、修士論文や博士論文等の受講者各自が抱える研究テーマに関する報告とこれに基づく討議をも組み込んで授業を進めていきます。下記「授業計画」欄には、その案を参考として掲げておきますが、計画の確定は、受講者の皆さんとの話し合いを経て行います。

なお、授業は、基本的に、教室での対面方式で実施する予定である。ただし、実際の履修者の希望やその時々状況に応じて、柔軟に対応し、オンライン・リアルタイム配信で行うこともありうる。

科目名	行政法特殊研究(2)II(岡田・人見・下山)		
担当教員	岡田 正則@人見 剛@下山 憲治		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本授業は、春学期に続き、研究参照領域を異にする表記3人の教員が担当することにより、日本行政法および日本行政法理論の特色、特質や限界、課題等を、多角的、多面的に考察、検討し、研究することを目指します。

授業においては、日本行政法学における最新の理論動向を追い、その検討を行うために、関係の日本語文献の講読や、判例報告が行われ、これらを契機として、その質疑応答はもちろんのこと、それを土台とした議論を行います。また、受講者の研究関心に応じた英米独仏の行政法研究との比較法研究をも組み込むとともに、節目節目で、修士論文や博士論文等の受講者各自が抱える研究テーマに関する報告とこれに基づく討議をも組み込んで授業を進めていきます。本・秋学期は外国法研究および研究論文報告・検討の比重が少し大きくなります。下記「授業計画」欄には、その案を参考として掲げておきますが、計画の確定は、受講者の皆さんとの話し合いを経て行います。

なお、授業は、基本的に、教室での対面方式で実施する予定である。ただし、実際の履修者の希望やその時々状況に応じて、柔軟に対応し、オンライン・リアルタイム配信で行うこともありうる。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	租税法各論I(所得税、相続・贈与税) (本田)		
担当教員	本田 光宏		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義では、所得税法及び相続税法の課税要件に関する主要な論点や裁判例を対象とする。所得税については、所得概念、所得税法の構造、人的帰属・課税単位、所得の分類、所得の計算、申告手続など、相続税法については、相続税法の構造、納税義務者、課税物件、課税標準、税額計算の仕組みなどを主な内容とする。

科目名	租税法各論II(法人税) (本田)		
担当教員	本田 光宏		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本授業では、法人税法を体系的に学び、法人税の納税義務者、法人所得の意義、法人税の課税所得の計算構造、益金・損金の意義とその考え方など、法人税の重要な論点について学修する。

科目名	地方自治法研究I(田村)		
担当教員	田村 達久		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

日本国憲法の特色の一つは、国民主権、平和主義および基本的人権の保障に加えて、地方自治を保障したことにある。これは、主権者である日本国民が、国レベルの統治団体とは別に、自治体レベルにおける地域的統治団体(地方政府)としての地方公共団体を設立し、これにも政治・行政を信託することを憲法で宣言したものである。ここから、憲法第92条ないし第95条が保障する地方自治は法律でもってしても容易に侵害することはできない、といった地方自治の基本原則が導かれることになる。そして、このような憲法が保障する地方自治(憲法による自治権保障)を具体化するところの基本法に相当する法律が地方自治法であり、これ以外にもさまざまな個別法律によって地方自治(地方公務員法、地方財政法、地方税法、地教行法など)は具体化されることになる。また、行政に係わる多くの法的紛争・事件が地方自治の場において生じていることを再認識できることであろう。

そこで、この授業では、まずはこのような地方自治の憲法保障を踏まえて地方自治法の基本的な法構造を確認した後、統一的なテーマを設定した上で受講者に調査研究報告を行ってもらい、それに基づき討論するというスタイルで授業を展開したい。

本年度の計画としては、下記の教科書欄に記載した白藤博行ほか編著『地方自治法と住民一判例と政策』(法律文化社、2020年)を使用教材(以下、使用教材、という)として、当該使用教材の諸章を履修者に分担してもらい、その内容のまとめ、及び、当該担当箇所に係る現在の最新動向などの報告を行ってもらうことを通じて、形式的意味での地方自治法の研究を中心とした研究を行いたい。また、必要に応じて、履修者自身の修士論文等に係る論文報告検討や、判例報告なども行う予定である。

そこで、当該の使用教材を中心とする下記の授業計画案をさしあたり提示しておくことにするが、実際には、履修者の皆さんとの話し合いにより、授業の進め方を決定することにする。

また、授業は、対面で実施する。ただし、実際の履修者の希望やその時々状況に応じて、柔軟に対応し、リアルタイム・オンライン形式の実施も取り入れるつもりでもある。

科目名	社会保障行政法(岡田)		
担当教員	岡田 正則		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金6時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

社会保障法を研究する上で必要とされる行政法理論の基礎を修得することを目的とし、行政法理論の体系に即して主要な社会保障行政分野の判例を検討する。

本科目は、「対面」での実施を予定している。具体的な実施方法については、初回に相談する。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	教育法研究I(斎藤)		
担当教員	斎藤 一久		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水3時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

教育法学における研究方法などにつき、レクチャーした後、教育法学における現代的な諸論点を検討する。とりわけ受講生の関心のあるテーマで構成する予定である。なお受講者の希望によっては、英語ないしドイツ語の文献も実施したい。授業形式は、主として受講者の報告による。

科目名	教育法研究II(斎藤)		
担当教員	斎藤 一久		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水3時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

比較法的視点から教育法学の研究方法などにつき、レクチャーした後、教育法学における現代的な諸論点を検討する。とりわけ受講生の関心のあるテーマで構成する予定である。なお受講者の希望によっては、英語ないしドイツ語の文献も実施したい。授業形式は、主として受講者の報告による。

科目名	刑事訴訟法特殊研究I(小川)		
担当教員	小川 佳樹		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑事訴訟法の「捜査」の部分に関する判例の状況について、講義形式で概説します。

科目名	刑事訴訟法特殊研究Ⅱ(小川)		
担当教員	小川 佳樹		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

刑事訴訟法の「公訴の提起」から第一審手続の終わりまでの部分に関する判例の状況について、講義形式で概説します。

科目名	刑事政策特殊研究(1)Ⅰ(小西)		
担当教員	小西 暁和		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金5時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

近年、刑事司法システムの対象者の中には福祉的ニーズの高い人が多いということが分かってきている。そこで、刑事司法システムの各プロセスにおいて福祉的機能を充実させたり、各プロセスと社会における福祉との連携を強化したりといった動きが見られてきた。

本特殊研究では、このように現在、刑事政策において重要なテーマとされている「刑事司法と福祉」に焦点を当てて検討していく。とりわけ、受刑者処遇、更生保護制度、犯罪被害者等支援、医療観察制度、地方公共団体における更生支援・再犯防止の取組などについて焦点を当てて考えていくことになる。

授業の進め方としては、事前に提示した関係する文献を講読のうえ、担当者に報告をしてもらい、参加者全員で検討していきたい。

【授業実施方法: 対面】

科目名	刑事政策特殊研究(2)II(西岡)		
担当教員	西岡 慎介		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

令和7年6月、従来の懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が導入された。これに合わせて刑務所では、受刑者に対してより一層の社会復帰支援に向けた取組が進められている。本授業では、我が国最大の刑務所である府中刑務所の現職所長が、実務経験に基づいて取組内容を解説するとともに、同所の専門職等をゲストスピーカーとして招へいし、意見交換を実施する。また実際に刑務所における処遇の実際を見学してもらい、座学だけでは学べない実務を体感できる機会を設ける。この科目は、法学研究科のディプロマ・ポリシーに掲げる現代法務へのより高い応用力を持つ法律専門職業人を養成し、内外の学術水準及び法務の質の向上に貢献できる能力を育成するものである。

科目名	刑事政策特殊研究(2)I (守谷)		
担当教員	守谷 哲毅		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

更生保護とは、犯罪や非行をした人が地域社会の中で立ち直れるよう、そして、再び罪を犯さないよう働きかける制度の総称である。それは具体的には、①刑務所や少年院に収容中から行われる生活環境の調整、②仮釈放等の審理・決定、③地域の様々な関係機関と連携した保護観察など、刑事政策の中でも「社会内処遇」といわれる部分を担っている。

本講義においては、近年その変化が目まぐるしい更生保護の現状を中心に論じ、刑事政策における更生保護の意義、課題と展望、社会政策との関連、犯罪や非行からの離脱に必要な要因等について考察したい。また、重大な他害行為をした精神障害者を対象とする医療観察についても取り上げる。

科目名	刑事法特殊研究(1)I(仲道)		
担当教員	仲道 祐樹		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

今学期は「過失犯論の最新動向」を統一テーマとして、初回授業において指定する文献の分析を行う。参加者には指定の文献からレジュメを作成して報告してもらい、これをもとに、過失犯論の現在の議論状況の把握を行う。この作業を通じて、学術論文の批判的読解の方法や書き方・構成についても学ぶ。

科目名	刑事法特殊研究(1)II(仲道)		
担当教員	仲道 祐樹		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

今学期は「刑法理論の現在地」を統一テーマとして、近時出版された古稀祝賀論文集から重要な論文を取り上げて分析する。刑法学において今何が問題となっているのか、どのようなアプローチがありうるのかを学ぶ。参加者には論文の概要と分析に関するレジュメを作成して報告してもらい、これをもとに、全員で議論をする。この作業を通じて、学術論文の批判的読解の方法や書き方・構成についても学ぶ。

科目名	刑事法特殊研究(4)I(環境刑法)		
担当教員	松澤 伸		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

環境刑法に関する特殊研究の講座である。環境刑法に関する基本的な邦語文献を購読・研究する。

科目名	経済刑法研究I(田山)		
担当教員	田山 聡美		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

日々複雑化する経済活動に対応した規制を行うため、刑法に加え、特別法による罰則が不可欠となっている。本授業は、経済活動に関する刑法上の犯罪をベースにしつつ、各種の特別法上の犯罪を検討対象とする。特別法上の犯罪を論じるにあたり、伝統的な刑法理論との関連性を意識することによって、刑法自体の理解を深めることも期待される。

本授業は、法学研究科修士と法科大学院との合併授業となる。受講生の人数によって進行方法は変わってくるが、原則として、各回のテーマにつき報告担当者を決め、演習形式にて行う予定である。取り扱うテーマ、重点の置き方などは、受講生の興味に応じて適宜変更可能である。

科目名	国際法特殊研究(2)I(萬歳)		
担当教員	萬歳 寛之		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、英文テキストの翻訳を行います。本授業で行う翻訳は単なる英文解釈ではなく、学説、関連条約の公定訳・私訳、関連国内法令の用語法等を参照しながら訳語の選択をしていくことで、法規の内容を特定する推論過程であると理解してください。

2025年度春学期は、「自己保存権」を取り上げます。自己保存権は、現在の学説では否定されています。ウクライナ戦争やガザ紛争に関する議論も、現在の国連憲章51条上の自衛権の範囲で正当化できるかどうか、に集約されています。法実証主義の下では当然の立場です。しかし、これらの武力紛争におけるロシアやイスラエルの議論も自衛権にもとづいた正当化が行われています。しかし、その議論を詳細にみていくと、ロシアとイスラエルの主張の背景には自然法主義の下での自己保存権的な考え方が潜んでいるのではないかと思われる部分もあります。武力行使の違法化の過程の中で、現在の立ち位置を正確に理解するためにも、自己保存権の議論にまで遡って勉強していく必要があります。そこで、この授業では、下記のテキストを読んでいくことで、19世紀の自己保存権の議論を振り返っていきたいと思います。

Travers Twiss, *The Law of Nations considered as Independent Political Communities* (1884), Chapter VII, pp. 178-190.

科目名	国際法特殊研究(2)Ⅱ(萬歳)		
担当教員	萬歳 寛之		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木5時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この授業では、英文テキストの翻訳を行います。本授業で行う翻訳は単なる英文解釈ではなく、学説、関連条約の公定訳・私訳、関連国内法令の用語法等を参照しながら訳語の選択をしていくことで、法規の内容を特定する推論過程であると理解してください。

2025年度秋学期も引き続き、「自己保存権」を取り上げます。自己保存権は、現在の学説では否定されています。ウクライナ戦争やガザ紛争に関する議論も、現在の国連憲章51条上の自衛権の範囲で正当化できるかどうか、に集約されています。法実証主義の下では当然の立場です。しかし、これらの武力紛争におけるロシアやイスラエルの議論も自衛権にもとづいた正当化が行われています。しかし、その議論を詳細にみていくと、ロシアとイスラエルの主張の背景には自然法主義の下での自己保存権的な考え方が潜んでいるのではないかとと思われる部分もあります。武力行使の違法化の過程の中で、現在の立ち位置を正確に理解するためにも、自己保存権の議論にまで遡って勉強していく必要があります。そこで、この授業では、下記のテキストを読んでいくことで、19世紀の自己保存権の議論を振り返っていきたいと思います。

Travers Twiss, *The Law of Nations considered as Independent Political Communities* (1884), Chapter VII, pp. 178-190.

科目名	国際法特殊研究(3)(松井)		
担当教員	松井 宏樹		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金6時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

カーボンニュートラル副専攻の一科目として位置付けられた授業であることを踏まえ、気候変動問題をめぐる国際政治を国際法、経済・開発政策、安全保障等の幅広い切り口から分析します。気候変動問題が国際政治の主要課題として認識されるようになった背景は何か。国際社会が気候変動に関する諸問題に対処するためにどのような仕組みに合意し、それらはどう機能しているのか。気候変動対策は各国の外交・内政の中でどのように位置づけられるのか等について、議論していきます。特に、今期は、昨年(2025年)7月に国際司法裁判所(ICJ)が発出した気候変動に係る国家の義務に関する勧告的意見を取り上げ、気候変動問題に関する国際法の役割について分析を深めます。この科目は、外務省国際協力局気候変動課長がその実務経験を活かして講師を務める科目です。

科目名	国際法特殊研究(4)I(申)		
担当教員			
開講学期		単位数	2
曜日時限			
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

5～6月の土曜日(備考欄の日程参照)午後に2コマずつ行う集中授業です。
 国際人権法に関連する文献(基本書、論文、人権条約機関の判例・先例、国連機関の文書、国際人権法に関わる国内外の判例等。英語文献を中心とする)を輪読し、様々な論点について検討を深めます。扱う対象となりうる文献やテーマは幅広く、受講生の皆さんの監視や要望に応じて柔軟に対応します。なお、オリエンテーション後の回では、担当者から、国際人権法に関する基礎的知識のレクチャーを行う予定です。

科目名	国際法特殊研究(5)(中村)		
担当教員	中村 仁威		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土1時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

安全保障上の諸課題に関する国際法の可能性と限界を、具体的な事例に即して研究します。主に80年代以降の事例を分析して、国際社会における規範的解決のパターンを読み取りつつ、ウクライナ事案、サイバー空間や宇宙空間をめぐる事案などの今日的課題も正面から取り扱います。扱う論点には、受講者の関心をできる限り反映させます。そのため、主体的な姿勢で臨むと有意義な時間になると思います。

昨年度の演習課題の例: 冷戦機の安全保障ガバナンスの様相、1990年イラクのクウェート侵攻、1999年コソボ事案、2001年米国同時多発テロ、2003年イラク戦争、2004年以降のイラク・シリア情勢、北朝鮮を巡る国連安保理の取組、日米安保体制、ウクライナ事案をめぐる国際社会の対応、宇宙活動をめぐる規範形成、サイバー活動をめぐる規範、人工知能の規範形成上の課題

講師のresearchmapです: <https://researchmap.jp/kiminaka>

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	租税法研究I(西山)		
担当教員	西山 由美		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木1時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前半: 租税法の基本原則と租税法の解釈の基礎を学び、関連判例を分析する。
 後半: 経済社会が急激にグローバル化・デジタル化する中での課税環境を考える。

科目名	租税法研究II(西山)		
担当教員	西山 由美		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木1時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

国内取引と越境取引、伝統的ビジネスとデジタルビジネスといった多様なビジネスを視野に入れ、これらの取引に対する消費課税の仕組みを理解したうえで、将来的課題を考えていく。学期前半は、消費税法が定める課税要件および重要規定(仕入税額控除に関する規定)の解釈を行ったうえで、関係判例を分析する。
 学期後半は、越境取引に対する消費課税の仕組みを物品とサービスに分けて検討し、現行の問題点と対応策を考える。

科目名	国際環境法研究(河野)		
担当教員	河野 真理子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木6時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

国際環境法の基本問題を検討していきます。参加者の希望や興味を生かしつつ、講義を進めたいと思います。前半は、講義形式で授業を行います。後半は、参加者の修士論文の課題や興味関心に従ったテーマについての報告と質疑応答の形式で授業を行います。

科目名	環境政策研究(2)(森本)		
担当教員	森本 英香		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

行政官として、環境基本法など各法の制定改正過程に関わった経験をきつ、気候変動政策の特性(政策自体が発展途上にあるという視点に立ち、現行立法の先進的な点や限界・課題)を説明します。

また、今日、非常な勢いで、世界全体が、脱炭素化社会に動いており、その動きを解説します

科目名	海事政策研究I		
担当教員	河野 真理子@篠原 康弘@清水 巖@吉田 正則@児玉 和久		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水その他		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

海事政策研究Iと海事政策研究IIIにおいて、日本の海事政策の主要分野の政策担当者がオムニバス形式による講義を行う。Iでは、海事政策全体の意義と課題についての講義に続いて、海洋基本法に基づく、総合海洋政策の現状と課題を扱う。続いて、第2期トランプ政権の造船及び海運政策を踏まえ、日本の造船政策と外航政策の現状と課題を検討する。授業中の質問やディスカッションを歓迎する。

本講義は、水曜日6時限の設定であるが、授業時間を19時30分～21時10分とするので注意されたい。

科目名	海事政策研究II		
担当教員	河野 真理子@叶 雅仁@鈴木 長之@河合 崇@後藤 章文		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水その他		
科目区分	公法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は、日本の海事政策の責任者によるオムニバス講義である。海事政策研究IIに続いて、海事政策研究IIでは、内航海運政策、海事分野の安全政策、海洋開発と環境政策、及び船員政策を扱う。授業中の質問やディスカッションを歓迎する。

本講義は、水曜日6時限の設定であるが、授業時間を19時30分～21時10分とするので注意されたい。

科目名	法社会学特殊研究I(高村)		
担当教員	高村 学人		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

法社会学とは、法の機能と意味を社会学的調査から明らかにする学問分野である。法の社会学的調査には、聞き取り調査や観察調査を中心とする質的調査法と、アンケート調査や統計分析に立脚する量的調査法の二つがある。本授業では、質的調査法に基づく法社会学の原著論文(Original Academic Articles)を検討しながら、どのような手順で質的調査が行われるべきか、について講義する。これを通じて、受講生が自らの研究テーマに関して質的調査の実施計画を立てられるようになることを目指す。質的調査法の長所は、法がどのようなものとして当事者に理解されているか、に迫ることで、法の意味と機能への新たな理解を導ける点にある。このような視点を持つことは、法解釈学の研究にとっても重要となる。それゆえ法への多様な理解の導入となることも本授業の役割となる。基礎法学専攻のみならず、民事法学専攻、公法学専攻の院生の受講も歓迎したい。

科目名	法社会学特殊研究II(高村)		
担当教員	高村 学人		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

法社会学とは、法の機能と意味を経験的調査から明らかにする学問分野である。法の経験的調査には、聞き取り調査や観察調査を中心とする質的調査法と、アンケート調査や統計分析に立脚する量的調査法の二つがある。本授業では、法社会学系の国際雑誌に掲載された法社会学の原著論文(Original Academic Articles)を題材としながら、質的調査法の理解を深めたり、量的調査や統計分析の方法を学び、受講生の研究テーマに関連する経験的調査の理論や知見の最前線を学習する。基礎法学専攻のみならず、民事法学専攻、公法学専攻の院生の受講も歓迎します。

科目名	法哲学・法思想史特殊研究I(郭)		
担当教員	郭 舜		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

法哲学・法思想史分野の重要基本文献から最新の議論動向までを演習形式で扱う。今学期はDavid Dyzenhaus, *The Long Arc of Legality*を読む。Dyzenhausは南アフリカ出身でカナダ・トロント大学で教鞭を執る、法哲学・法思想史の専門家である。本書では、法実証主義的法理解をとるならば、法機関は法主体の「なぜそれが私にとって法でありうるのか？」という疑問に答えることができない、として法実証主義を批判する。法は正統性なき権威(illegitimate authority)ではありえない、常に何らかの正統性を有しているはずだ、というのである。議論はホブズやケルゼン、ハートのような法思想史・法理論上の重要な論者の見解を踏まえつつ、国内法から国際法をも含む形で展開される。筆者のアパルトヘイト時代の経験に裏打ちされた法理論は、法哲学が抽象的な概念を弄ぶものであってはならないという信念に貫かれている。

この科目は、大学院法学研究科のディプロマ・ポリシーに掲げる、(1)学術的な発展可能性のある問題を設定する力、(2)新規性のある研究を遂行する力、(3)研究を適切に管理・表現する力を修得し、(4)その知見を用いて専門家と協働する姿勢を育成する科目である。

なお、本授業は直前の時限の「法哲学・法思想史研究I」と一体のものとして行われるため、併せて受講されたい。また、授業進行にあたっては、受講者に大学院生として十分な研究能力があることを前提とする点、留意されたい。

科目名	日本法史学特殊研究II(和仁)		
担当教員	和仁 かや		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金2時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

近世～近代初期の刑事法・裁判関係の基本史料を素材として、西洋近代法継受の基盤をなした前近代法のあり方及びそれをめぐる思考について具体的に検討する。具体的に取り上げる素材については、受講者の問題関心も参考にしながら決定するが、いわゆる「崩し字」で書かれたものも含め、歴史的な原テキストと真摯に取り組む意欲と姿勢が履修の要件である。

科目名	日本法史学特殊研究I(和仁)		
担当教員	和仁 かや		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金2時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

近世～近代初期の刑事法・裁判関係の基本史料を素材として、西洋近代法継受の基盤をなした前近代法のあり方及びそれをめぐる思考について具体的に検討する。具体的に取り上げる素材については、受講者の問題関心も参考にしながら決定するが、いわゆる「崩し字」で書かれたものも含め、歴史的な原テキストと真摯に取り組む意欲と姿勢が履修の要件である。

科目名	英米法特殊研究(2)I(中村)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

「ビジネスと人権」として語られる法的課題について、Gwynne L. Skinner, *Transnational Corporations and Human Rights* (Cambridge University Press, 2020)を教科書として講読して理解を深める。関連する判例、法令、ソフト・ロー(ビジネス指導原則など)についても講読する。

科目名	英米法特殊研究(2)II(中村)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

「ビジネスと人権」として語られる法的課題について、Gwynne L. Skinner, *Transnational Corporations and Human Rights* (Cambridge University Press, 2020)を教科書として講読して理解を深める。関連する判例、法令、ソフト・ロー(ビジネス指導原則など)についても講読する。

科目名	英米法特殊研究(1)I(安部)		
担当教員	安部 圭介		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

一人暮らしをしているAさんは、高田馬場のマンションでペットを飼っている。ペット可の物件である限り、これは何の問題もないことのように見える。しかし、本当にそうだろうか。Aさんは、交通事故で突然意識不明になるかもしれない。高齢であるかもしれない、病気を患っているかもしれない。Aさんが倒れたとき、誰がペットを引き取りに来るのか、決まっているのだろうか。

身寄りのない孤独な人であるかもしれない。家族や親戚がいる場合であっても、Aさんのペットの世話をする意思があるとは限らない。誰かが引き受けてくれたとしても、いい加減な人でペットの世話をするのに適任ではないかもしれない。どうすればよいのだろうか。

現在、日本では1500万匹以上の犬や猫をはじめ、さまざまなペットが飼われている。アンケート調査では、ペットを「家族」と見る人が6割に達する。近年の特徴として、(1)単身世帯で飼われるペットの増加、(2)室内飼育が増え、ペットの長寿化が進んでいること、(3)珍しい動物を飼う人が増えていることがある。(a)余命の長いペットを飼っている場合、(b)ペットを多数飼っている場合、(c)特別な世話の必要なペットを飼っている場合などは、とりわけ計画的に法的対応を考慮しておく必要がある。

動物法は、日本ではまだ議論がはじまったばかりの新しい分野である。この授業では、判例や法令の蓄積があり、議論も活発に行われてきたアメリカの状況を学び、上記のような問題について、全員で討論する。

科目名	英米法特殊研究(1)II(安部)		
担当教員	安部 圭介		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

「託される人」を意味するフィデューシャリーは、信託受託者(顧客の資産の運用に携わる金融機関など)、医師、弁護士などの専門家を含む幅広い概念である。アメリカの信託法は、他者のために重要な責任を果たすフィデューシャリーがその権限を濫用しないよう予防措置を講じるとともに、そのような立場にある専門家に業務の遂行を託した人々の利益を保護するためのさまざまな枠組みを設けている。信託法の基本構造、諸原則、社会的役割について検討したテキストを講読し、この分野の課題について検討する。授業は下記の教材を用い、毎回、発表担当者によるテキストの要約と問題提起に続いて全員で討論するという形式で行う。

科目名	西洋法史学研究I(守矢)		
担当教員	守矢 健一		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

西洋法史上の意義のあるテキストを選び、参加者とともに丹念に読み、でき得ることならば、そのテキストを支える社会と思想とも、探りを入れる。具体的には、Savigny, F.C., Das Recht des Besitzes. Eine zivilistische Abhandlung, 1. Aufl. (1803), 7. Aufl. (1865) (講読に際しては7版を用いる)から、Erster Abschnitt (第一章)を精読する。本演習は基礎法学の枠内として捉え得るものであるが、それは決して単なる実定法学のいわゆる《相対化》を目指すものではなく、むしろ、実定法学基礎論として理解すべきものであって、通常の実定法学の考察が表層を通り過ぎるまさにその点を入念に考察することを通じて、社会から法に接近する経路を理解しようとする試みの一つである。そしてそれはまさに、実は実定法学の諸領域が、行うべきことではないだろうか。

科目名	西洋法史学研究II(守矢)		
担当教員	守矢 健一		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Iに引き続いて、西洋法史上の意義のあるテキストを選び、参加者とともに丹念に読み、でき得ることならば、そのテキストを支える社会と思想とも、探りを入れる。具体的には、Savigny, F.C., Das Recht des Besitzes. Eine zivilistische Abhandlung, 1. Aufl. (1803), 7. Aufl. (1865) (講読に際しては7版を用いる)から、Erster Abschnitt (第一章)を精読する。本演習は基礎法学の枠内として捉え得るものであるが、それは決して単なる実定法学のいわゆる《相対化》を目指すものではなく、むしろ、実定法学基礎論として理解すべきものであって、通常の実定法学の考察が表層を通り過ぎるまさにその点を入念に考察することを通じて、社会から法に接近する経路を理解しようとする試みの一つである。そしてそれはまさに、実は実定法学の諸領域が、行うべきことではないだろうか。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	ローマ法特殊研究I (宮坂)		
担当教員	宮坂 渉		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ローマ法研究の基礎となるラテン語原典について議論します。

科目名	ローマ法特殊研究II (宮坂)		
担当教員	宮坂 渉		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ローマ法研究の基礎となるラテン語原典について議論します。

科目名	ドイツ法研究(2)I(佐藤)		
担当教員	佐藤 拓磨		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木6時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

日本の刑法理論は、ドイツの刑法理論から強い影響を受けています。本授業では、ドイツで定評のある複数の教科書を基礎として作成した講義レジュメを用いてドイツの刑法総論の基礎を学び、日本の議論との比較を行います。90分のうち約60分を講義にあて、残りの約30分を質疑および議論にあてる予定です。

科目名	ドイツ法研究(2)II(佐藤)		
担当教員	佐藤 拓磨		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木6時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ドイツ刑法に関する文献を輪読します。

科目名	フランス法特殊研究(2)I(大橋)		
担当教員	大橋 麻也		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この科目は、フランス法の特定の分野について考察を深めることを目的とするものです。春学期は、司法裁判制度および司法裁判所の管轄する法分野を扱います。授業では、まず数回は司法裁判所に関する解説を行い、その後、司法裁判所の判決を原文で読みます。フランスの司法裁判所は民事事件と刑事事件(これらをまとめてフランスでは「私法」といいます)を管轄しますから、この分野の判決を選んで講読することになります。文献は参加者と相談して決めます。

対面とZoomによるハイブリッド形式で授業を行います。Zoomの回については別途指示しますが、その場合はWaseda Moodleの授業のページに表示されるアイコンから参加してください。日時は時間割に定められた曜日・時限とします。

科目名	フランス法特殊研究(2)II(大橋)		
担当教員	大橋 麻也		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

この科目は、フランス法の特定の分野について考察を深めることを目的とするものです。秋学期は、憲法・行政裁判制度および憲法院・行政裁判所の管轄する法分野を扱います。授業では、まず数回は憲法院・行政裁判所に関する解説を行い、その後、これらの裁判所の判決を原文で読みます。公法分野の判決を選んで講読することになります。文献は参加者と相談して決めます。

対面とZoomによるハイブリッド形式で授業を行います。Zoomの回については別途指示しますが、その場合はWaseda Moodleの授業のページに表示されるアイコンから参加してください。日時は時間割に定められた曜日・時限とします。

科目名	中国法特殊研究(1)I(胡)		
担当教員	胡 光輝		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

2021年1月1日に施行された、中華人民共和国民法典(以下、「中国民法典」という)は、総則編、物権編、契約編、人格権編、婚姻家族編、相続編、不法行為責任編の7編及び附則によって構成され、全84章、1260か条からなる。この授業は、「中国法特殊研究(1)II」と合わせて、中国民法典全体の体系的な学修を行うと同時に、日本民法と比較も行う。

科目名	中国法特殊研究(1)II(胡)		
担当教員	胡 光輝		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

2021年1月1日に施行された、中華人民共和国民法典(以下、「中国民法典」という)は、総則編、物権編、契約編、人格権編、婚姻家族編、相続編、不法行為責任編の7編及び附則によって構成され、全84章、1260か条からなる。この授業は、「中国法特殊研究(1)I」と合わせて、中国民法典全体の体系的な学修を行うと同時に、日本民法と比較も行う。

科目名	中国法特殊研究(2)I(文)		
担当教員	文 元春		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

・この授業では、授業担当者が適宜解説しつつ、中国法関連文献の原文講読を行う。文献の選定に当たっては履修者の状況を勘案したうえ、初回の授業で決める。なお、この授業は、履修者による研究報告を妨げるものではない。
 ・この授業は、カリキュラムポリシー(科目履修)の(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	中国法特殊研究(2)Ⅱ(文)		
担当教員	文 元春		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

・この授業では、授業担当者が適宜解説しつつ、中国法関連文献の原文講読を行う。文献の選定に当たっては履修者の状況を勘案したうえ、初回の授業で決める。なお、この授業は、履修者による研究報告を妨げるものではない。
 ・この授業は、カリキュラムポリシー(科目履修)の(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	比較環境法研究(1)(大塚)		
担当教員	大塚 直		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土1時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

EU環境法、アメリカ環境法を概観し、日本法と比較した特徴を検討する

科目名	ヨーロッパ法特殊研究Ⅰ(中村)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

前期は、EU27か国の共通上位法としてのEU法を講義する。EU法は現代ヨーロッパ各国法の共通法であり、各国法の一部であるから、これを勉強するものは必須である。
 この授業は、カリキュラムポリシー(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	ヨーロッパ法特殊研究II(中村)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

EU法の基礎をなす歴史的な重要判例と、さらなる発展を示す最近の重要判例を取り上げ、それについての学生の報告を受けて全員で法的な重要性がどこにあるのかを議論する。

この授業は、カリキュラムポリシー(3)にいう比較法をはじめとする基礎研究の遂行に必要な知識・技能を扱う授業である。

科目名	ロシア法特殊研究I(渋谷)		
担当教員	渋谷 謙次郎		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

現代ロシア憲法体制に関するロシア語のテキストを読む予定です。想定されるのは、憲法裁判所長官のゾーリキンの最近の論考や比較憲法学者メドシェフスキーの憲法サイクル論などに関する論考です。したがって履修を予定されている方は、学部での第二外国語などでロシア語履修経験があることが望ましく、辞書を引きつつ法学、政治学的なロシア語の文章を読解しようとする根気が必要とされます。ズームを利用したオンラインの併用を考えています。

科目名	ロシア法特殊研究II(渋谷)		
担当教員	渋谷 謙次郎		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木2時限		
科目区分	基礎法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

基本的に前期との連続で、現代ロシア憲法体制に関するロシア語の論考やロシア憲法裁判所の判決などを読解する予定です。履修者は、辞書を用いつつもロシア語で法学、政治学的な文章を読み進めていく根気が必要とされます。

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	先端法学論文演習(秋学期)		
担当教員			
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	知財LL.M.科目(必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

修士論文(リサーチペーパー)執筆のための文献検索・形式・内容の指導を行う。

科目名	先端法学論文演習(春学期)		
担当教員			
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	知財LL.M.科目(必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

修士論文(リサーチペーパー)執筆のための文献検索・形式・内容の指導を行う。

科目名	LL.M.知的財産法研究I(上野)		
担当教員	上野 達弘		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水6時限		
科目区分	知財LL.M.科目(必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は、LLMIに特化した先端講義として、著作権法を中心とする知的財産法に関して、日々生起し続ける最新の論点を取り上げ、基本的に講義形式で進める。具体的には、各論点をめぐる議論状況や国外の状況を幅広く紹介した上で、参加者を含めて実務上のインプリケーションについて議論を行う。

なお、取り上げるテーマについては、開講時に、受講生の要望等を取り入れて決定したい。

科目名	LL.M.知的財産法研究Ⅱ(鈴木)		
担当教員	鈴木 將文		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土2時限		
科目区分	知財LL.M.科目(必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本科目は、LL.M.コースにおける先端的講義として、毎回、特定のテーマについての裁判例や学説を掘り下げて分析し、かつ討論を通じて多様な観点からの検討を行う。具体的には、教員による講義(特に、産業財産権法、不正競争防止法及び国際知的財産法に関連する特定のテーマをとり上げる。)と、受講生による報告から構成し、いずれについても全員による討論を併せて行う。受講生による報告は、原則として、執筆中のリサーチペーパーの内容に関するテーマを扱うものとする。その点で、本科目は、LLM生が執筆中のリサーチペーパーについて、他のLLM生及び教員からフィードバックを得る貴重な機会となることも期待されている。

科目名	知的財産訴訟の実務(高部)		
担当教員	高部 眞規子		
開講学期	集春	単位数	2
曜日時限	01:水1-2		
科目区分	知財LL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

知的財産権訴訟の実務における手続的な論点と、争点となることが多い実体的な重要論点について、解説を行う。この授業では、特許権・商標権・著作権等に係る民事訴訟(侵害訴訟等)のほか、審決取消訴訟についても、実務上の問題点等に踏み込んで説明する。知的財産権訴訟は、社会経済上重要な役割を果たしており、法律実務家(弁護士)として、訴訟手続の面も学習することにより、知識と理解を更に深めることができる。

科目名	著作権法(上野)		
担当教員	上野 達弘		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:土3時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

著作権法は、文芸、学術、美術、音楽といった分野に属する知的財産を保護することにより、「文化の発展に寄与することを目的とする」(1条)法律である。

本講義は、著作権法について、身近でアクチュアルなトピックに触れつつ、これをプロジェクト等によりヴィジュアルに解説することによって理解と関心をうながす一方で、知的財産法全体および民事法全体からの視角を意識しながら、体系的な理解をも修得できるようにする。

科目名	特許法(オムニバス)		
担当教員	鈴木 将文@立澤 正樹		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

(1) 本科目は、知的財産法のうち特許法を扱う。特許法は、発明(産業技術に関するアイデア)の創造と公開を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする制度である。現代社会において、高度に発達した技術を利用する工業分野はもとより、他の産業分野でも、技術の活用によって付加価値や競争力を実現することがますます重要になっており、特許制度の役割は増大している。そのため、特許を巡る法的紛争も数多く発生しており、かつ、国際的な問題も増えている。本科目は、このように、現代社会における経済活動に関連して極めて重要な役割を果たしている特許法につき、学ぶ。

(2) 本科目では、特許法の基礎から応用的側面までを講義する。単に現行法を解釈・適用する能力にとどまらず、現代的課題に適應するための立法論・政策論を提案する能力の涵養も目指す。

(3) 本科目は、法務研究科のカリキュラムとしては、発展・展開科目に位置付けられる。なお、司法試験の選択科目としての知的財産法は、特許法及び著作権法を対象分野としている。

(4) 本科目は、法務研究科と、法学研究科知財法LL.M.コースとの合併授業として、設置されている。これから実務で活躍しようという法務研の院生と、既に社会人として活動しているLL.M.コース生がともに学ぶことによる、よい意味での相乗効果が期待されている。

(5) 本科目は、知的財産制度につき実務経験を有する教員及び研究者教員がチームとなって、理論面と実務面の両面について、講義を行う。また、できるだけ具体的事例を交えつつ、かつ、受講生と教員間の双方向的な手法も取り入れて、授業を進める予定である。

科目名	著作権法(上野)		
担当教員	上野 達弘		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

著作権法は、文芸、学術、美術、音楽といった分野に属する知的財産を保護することにより、「文化の発展に寄与することを目的とする」(1条)法律である。

本講義は、著作権法について、身近でアクチュアルなトピックに触れつつ、これをプロジェクト等によりヴィジュアルに解説することによって理解と関心をうながす一方で、知的財産法全体および民事法全体からの視角を意識しながら、体系的な理解をも修得できるようにする。本科目は、2年次配当科目として、法律基本科目の発展的理解および実務基礎の修得を目指すものとしても位置づけられる。

科目名	商標法・不正競争防止法(高部)		
担当教員	高部 眞規子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

不正競争防止法と商標法について、理論的解説にとどまらず、実務上の問題点等に踏み込んで説明する。不正競争防止法と商標法は、文系出身者にとって取り組みやすい科目であるが、これらの法律は特許法・著作権法と並んで社会経済上重要な役割を果たしており、法律実務家(弁護士)として取り扱う機会の多い分野でもある。この授業では、不正競争訴訟及び商標権侵害訴訟における法律問題に関し、特許権侵害訴訟や著作権侵害訴訟との比較を通じて、それぞれの訴訟における考え方を分かりやすく解説する。受講者は、不正競争防止法及び商標法の知識を習得するのみならず、特許法や著作権法についても、既に習得した知識と理解を更に深めることができる。授業は、具体的な事例を採り上げて、講師の解説と受講者の参加する討論により進行する。

科目名	特許紛争処理法(オムニバス)		
担当教員	高部 真規子@服部 誠		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

新たな技術に基づく製品を開発しビジネスを始めた起業家を想定し、その製品及びビジネスについて、知的財産紛争の事前処理方法としての和解交渉やライセンス交渉、あるいは交渉が決裂した場合の訴訟の準備と遂行という場面ごとに、知的財産権を戦略的に保護するための実体法、手続法を学習する。特許法を学んでいることを前提として、これらの理論面を、具体的紛争解決との実践面と架橋することを企図するものである。この授業の到達目標は、次の2つである。第1の目標は、特許権をめぐるビジネスの場面における弁護士の活動内容を理解し、実践のための経験を得ること、第2の目標は、特許権侵害訴訟の場における法律上の問題点を理解し、思考力と表現力を身につけることである。

科目名	著作権等紛争処理法(オムニバス)		
担当教員	前田 哲男@上野 達弘@上村 哲史@中川 達也		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:土4時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

(1)この科目が取り扱う学問分野及びそれにおける科目の位置付け

本授業は、知的財産権法のうち著作権法(著作権法に関連する不正競争防止法、商標法、パブリシティ権を含む。)の理論と実務とを架橋するものと位置付けられるものであり、著作権等の紛争事例を素材とする事例研究を行います。

(2)主な学修項目

担当講師が分担し、実際の事例に類する仮想紛争事例を取り上げ、これを検討します。著作権法上の争点を中心となりますが、手続法や不正競争防止法、商標法などについても、目配せすることが必要となります。それらの知識を前提とし、実務的な課題(警告書、回答書、訴状・準備書面等の訴訟上の書類の検討など)にも取り組みます。

受講者は、講師の指名により、又は挙手をして自らの考えを発言することが求められます。また他の授業参加者から異なる意見の開陳があった場合、それを理解した上で反論を試みるか、自らの当初の考えを修正することが求められます。

(3)カリキュラム上の位置付け

著作権法等の学修で得た知識を法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を身につけることを目標とします。

(4)他の科目との関連性

2年秋学期に「著作権法」を受講していることが必要です。

※この科目は当該授業内容に関する実務の経験を有する教員等がその実務経験を活かして講義等を行う科目です。

科目名	出願実務と権利の活用(加藤)		
担当教員	加藤 志麻子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金6時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

ビジネスに活用できる強い特許の取得のためには、権利の活用を意識しつつ出願から権利取得に至るまでの手続を戦略的に行うことが求められる。権利の活用の観点では、裁判例に照らして権利行使の際に実際に問題となる点を検討し、権利行使に強いクレーム及び明細書とは何かを論理と実務の両面から学習する。また、権利取得の観点では、新規性、進歩性の論理を理解すると共に、拒絶理由に対する的確な対応を検討する。特に、無効審判、審決取消訴訟及び特許権侵害訴訟にも応用可能な効果的な意見書の作成方法、権利を適切な範囲で維持するための補正について学習する。

科目名	Patent Law in Japan (SUZUKI)		
担当教員	鈴木 将文		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course aims to provide a fundamental understanding of the Japanese patent system. The patent system grants exclusive rights to inventions (technical ideas) when an application is filed with the Patent Office, examined, and subsequently registered. The purpose of this system is to encourage inventions and their disclosure while promoting their utilization.

In this lecture, we will primarily focus on the legal aspects of the patent system rather than the technical aspects. Furthermore, the course will not only cover the Japanese patent system but will also strive to compare and examine international systems and those of major countries.

科目名	Copyright Law in Japan (KOMADA)		
担当教員	駒田 泰土		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

The course covers the basics knowledge of Japanese copyright law: the statutory rules, the case law and the academic theories. The instructor will also give you some comparisons with the other countries' copyright systems in order to make it possible for you to have a wide view of the law.

科目名	Introduction to IP Law (CARAPETO)		
担当教員	カラペト ホベルト		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水5時限		
科目区分	知財LL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】ハイブリッド(対面回数半数以上)		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course aims to provide an intensive introduction to the fundamental concepts and main issues related to Intellectual Property Law, including patents, trademarks, and copyrights. This course is not focused on Japanese Law, and topics will be presented focused on the concepts that are largely shared by multiple jurisdictions. However, points that are particular to Japanese IP Law and to other main jurisdictions will be mentioned whenever possible and applicable.

科目名	JASRAC寄附講座「著作権法特殊講義」		
担当教員	上野 達弘		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	民事法学講義	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

本講義は、毎回、第一線の多彩なゲストを招聘して、著作権法に関する応用的かつ実務的な諸論点を幅広く取り上げる。一般に、著作権法という分野は、理論と実務の両面の視点を学ぶことが重要である。そこで、本講義では、基本的に研究者と実務家がそれぞれの立場から講義を行った後、多様なバックグラウンドを持つ受講生を含めて議論を展開し、これを通じて著作権法に対する実践的で多面的な理解と考察を深めることを目的とするものである。
これは、法学研究科法曹養成専攻のカリキュラムポリシーにおける「法律基本科目の理解に基づいて事案への適用力を養うとともに、実務基礎を修得し、展開・先端科目を学修すること、および、「学修で得た知識を法曹の現場で応用するためのアウトプット能力を深化させること」に沿うものである。

科目名	Seminar on Thesis Methodology (Fall)		
担当教員			
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	アジアLLM.科目(必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This seminar is to provide each student with the guidance to complete their research paper (master's thesis).

科目名	Seminar on Thesis Methodology (Spring)		
担当教員			
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	アジアLLM.科目(必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

科目名	Legal Regulation of Global and Macro-Regional Markets (NAKAMURA)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

The class aims to analyse various private entities responses to economic globalisation and to discuss legal issues of public concern in these private responses. It also enquires actual and potential complementary or conflicting relationships between the private responses and existing national, regional and international legal systems. This course aims to provide our curriculum policy targets (1)(theoretical perspective for legal analysis of globalisation); (3)(transparent lesson plans); (4)(two-way discussions).

This course will be given on campus, face-to-face.

科目名	Comparative Law of Regional Integration: EU, ASEAN and APEC (NAKAMURA)		
担当教員	中村 民雄		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:水2時限		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course is on campus, face-to-face, in principle. In this course, we are going to compare the forms of macro-regional institutions and their policy making/implementation processes in Europe, Southeast Asia and the Asia Pacific, from a legal perspective. Specifically we will compare the EU, ASEAN and APEC. We will also consider how much the economic and political conditions of Europe and Southeast Asia/Asia Pacific have affected the establishment and the operation of the EU, ASEAN and APEC. In order to facilitate the comparison, we will classify the forms of macro-regional cooperation between the governments into three basic models: the least legalised institutional model (APEC), the most legalised institutional model (the EU), and the semi-legalised institutional model (ASEAN). Students will finally be encouraged to discuss whether it is desirable to create an East Asian macro-regional institution in the near future, and in what (legal) form it would be feasible.

This course aims to provide our curriculum policy targets (1)(theoretical perspective for legal analysis of globalisation); (3)(transparent lesson plans); (4)(two-way discussions).

科目名	Legal Research and Writing (NAKAMURA/RADEMACHER/RODRIGUEZ)		
担当教員	中村 民雄@ラーデマツハ クリストフ@ロドリゲズ サムディオ ルベン		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	アジアLLM.科目(必修)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course introduces essential research skills that are necessary to write research papers for the LL.M.course. It also offers some opportunities to try out and improve the skills of research. The course covers legal research techniques both in a law library and researching online.

This course serves as a preparatory stage for writing LL.M research papers, including selecting specific research questions and finding the best-fit supervisor for each LL.M student.

Thus the students are required to make a short presentation on the 7th week, and then to make a more substantiated version of presentation at the later weeks of the course.

科目名	International Human Rights Law (FURUYA)		
担当教員	古谷 修一		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Asian countries, including Japan, have not actively embraced the international standards of human rights and have instead tended to follow their own traditional values and concepts, but the situation is now gradually changing. This course illustrates the current universal standards of human rights and clarifies the extent to which States including Japan do or do not conform with them. The course is divided into two parts. The first part summarizes the international human rights system, particularly mechanisms for protecting human rights such as the reporting system and individual complaints. The second part deals with particular rights by examining the documents of human rights bodies and the State practices. The rights that will be discussed include equal treatment before the law, right to life, prohibition of torture or cruel treatment, right to liberty and security, right to a fair trial, freedom of thought, conscience and religion, and freedom of expression.

科目名	International Law of the Sea (KAWANO)		
担当教員	河野 真理子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course is conducted by lectures.

In the current circumstances of the Asian region, States are so much concerned with their interests in maritime areas and affairs. In many cases, States formulate their arguments concerning the rights and obligations in the law of the sea in accordance with the relevant provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS). This convention was adopted in 1982 to set out a comprehensive set of international legal rules concerning the law of the sea. After long and complicated negotiation, and its structure is complicated and there remain various ambiguities and uncertainties in the interpretation of some provisions. It should also be noted that the rules in UNCLOS reflect circumstances of the knowledge in the 1970s. Thus, in addition to the explanation of salient provisions of UNCLOS, the developments of the law of the sea through the practice of States and precedents of international courts and tribunals are focused.

科目名	International Disputes Concerning the Law of the Sea and Asia (KAWANO)		
担当教員	河野 真理子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Lectures are provided in person.

Third-party dispute settlement procedures, including judicial settlement and arbitration, play an important role in settling international disputes and ensuring the compliance with international legal rules.

Part XV of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) establishes a sophisticated mechanism for the settlement of disputes concerning its interpretation or application. The enhancement of compulsory jurisdiction of international courts and tribunals is particularly noted.

An overview of the historical development of international adjudication will be explained, followed by lectures on the basic features of the dispute settlement mechanism under Part XV of UNCLOS. The significance and problems of that mechanism will be argued.

The course is divided into two parts: The first part, is based on lectures; and the second part consists of presentations given by each participant on cases in which an international dispute was referred to the international court or tribunal provided by Part XV.

科目名	Law and Practice of International Business Transaction in East Asia I (RADEMACHER)		
担当教員	末富 純子@ラーデマツハ クリストフ		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course will provide students with a range of a robust theoretical frameworks and practical training in a subset of business transactions that commonly occur before engaging in foreign direct investment (FDI). Business Transactions I will focus on supply & sales transactions as well as on IP licensing transactions, which often precede more complex FDI transactions. Students will become familiar with the structure of real-world cross-border agreements and will exercise negotiation and drafting through directed group exercises and drafting assignments. Please only register if you are also registering for Transactions II. While technically two different courses, both courses will be taught as one integrated course in the spring semester 2022.

科目名	Law and Practice of International Business Transaction in East Asia II (RADEMACHE)		
担当教員	ラーデマツハ クリストフ		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火6時限		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course will provide students with further theoretical background knowledge and practical training in a subset of more complex business transactions that commonly occur in the context of foreign direct investment. Business Transactions II will focus on corporate M&A transactions. Students will become familiar with the structure of real-world M&A agreements and will exercise negotiation and drafting through directed group exercises and drafting assignments. Instruction and advise will typically also by adjunct staff / professionals who practice cross-border M&A in Tokyo. Please only register if you are also registering for Transactions I. While technically two different courses, both courses will be taught as one integrated course in the spring semester 2022.

科目名	Commercial Arbitration in East Asia (SUETOMI)		
担当教員	末富 純子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Try to understand the overview of Commercial Arbitration in East Asia and the process of the Commercial Arbitration and practice how to implement the process of Commercial Arbitration

科目名	Asia-Pacific Investment Law (SUETOMI)		
担当教員	末富 純子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Try to understand Asia-Pacific Investment Law and the object and purpose of these laws and background circumstances reflecting current status of the international politics and legal regime

科目名	Transnational Crime in Asia (MATSUZAWA)		
担当教員	松澤 伸		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

With the advancement of globalization, we are seeing more of cases of transnational crime, such as illegal transport of weapons and drugs, terrorism, money laundering, human trafficking, and cyberterrorism just to name a few. In this lecture, we will evaluate transnational crime cases in Asia from the perspective of criminal law. In the process of evaluation, students must be able to logically grasp the current state of the crime, understand what makes a certain crime a "crime," and suggest any possible countermeasures. Students will be required to do a presentation on a topic of their own, and the class shall engage in a discussion based on the presentation to deepen the understanding of these topics.

This is a face-to-face class.

科目名	Substantive Criminal Law in Japan: an Asia-Pacific Perspective (MATSUZAWA)		
担当教員	松澤 伸		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:金3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Substantive criminal law in Japan has strong influence from German criminal law, and the same can be said for other Asian nations such as China and Korea. On the other hand, there are as many Asian nations that have been influenced by Anglo-American criminal law. In this lecture, students will achieve a solid foundation in the basic principles of Japanese criminal law through evaluating a certain case from multiple different systems of criminal law. Students will be required to do a presentation on the current situation of criminal law of their own country, and the class will challenge in a discussion based on the presentation. This is a face-to-face class.

科目名	Japanese Real Estate Law in a Globalized Market (AOKI)		
担当教員	青木 則幸		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

The rights to dominate or use the Real Estate could be merchantable in a globalized market. But, how do you explain legal aspects of the global real estate transactions?

Although a global market needs standardized rules for transactions, everywhere real estate is controlled by the domestic law where it is located. Then parties of every single transaction have to compare their local domestic laws each other. One of goals of this class is having students understand about Japanese Real Estate law. Tokyo is one of the world's gateway cities where real estate is an investment in the global market. You must be interested in Japanese law as one of the prospective transaction partners.

However, even if your biggest interest is understanding the difference of Real Estate laws between your homeland and Japan, is the knowledge enough to explain the legal aspects of the global real estate transactions in English as a global language? --- Negative: you have to use English to achieve this kind of work, and English is connected to the Common law tradition which English native speakers share as their background legal idea, but most Asian countries never share it. You have to learn/explain Civil Law idea using Common law friendly language!

Here we go analyzing the difference of Common law tradition and Civil law tradition, to explain Asian law, including Japan's, in a globalized real estate market in English, learning from the Japanese legal discussions over comparative works. This is another important goal of this class. We too hope to learn real estate laws in students' homeland, hearing your discussion and teaching the above Japanese law and comparative methods.

科目名	Global Economy and the Law relating to Secured Transactions in Japan (AOKI)		
担当教員	青木 則幸		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Japan's market for commercial secured transactions in personal property is relatively new. Although Japan's commercial loan market has a long history, most transactions were unsecured credit with promissory notes and/or secured credit collateralizing real estates owned by corporations or business managers. Since the crash of the bubble economy and real estate market in 1991, this traditional and unique feature has been changing rapidly. The asset-based lending market in Japan is now growing. This course will compare the concept and history of the law of secured transactions between Japan and the U.S., and will clarify the characteristics of the secured transactions law in Japan in the context of the global economy.

科目名	Japanese Labor and Employment Law in a Comparative Context (TAKEUCHI)		
担当教員	竹内 寿		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火1時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course aims for students to obtain an understanding of the basics of Japanese labor and employment law in a comparative context, and to acquire the analytical framework for a comparative study of labor and employment law in other countries in Asia or other regions. For example, one of the most important characteristics of labor and employment law in Japan in a comparative context is the assurance of relatively strong employment security that supports the long-term employment practice. This employment security, while bringing to "regular employees" stable employment and relatively high wages at a company, also has caused problems such as long working hours for these employees and a widening gap among different forms of employment. Japanese law thus suggests the importance of analytical viewpoints on employment security and flexibility of the labor market and of considering the right balance. Decentralized labor relations is another important comparative feature of Japanese labor and employment law. Decentralization of labor relations is under way in many countries, and studying Japanese law provides important perspectives in examining its pros and cons.

The ultimate goal of labor and employment law is to promote a better relationship among the various actors involved, especially the promotion of an equal relationship between employees and employers. Students are expected to acquire the perspectives for achieving this goal through studying and critically thinking about Japanese labor and employment law.

Not only lectures by the instructor, but also active participation of students, such as discussion sessions on various topics of the course and term-end presentations on labor and employment law in their own country, are expected in the class.

Please note that the specific topics to be covered, the schedule below and the method of teaching are subject to change depending on the size of the class and based on the needs of the students and other factors.

科目名	Environmental Law in Japan (KUROKAWA)		
担当教員	黒川 哲志		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course provides an overview of the rapidly developing field of domestic environmental law. It examines the fundamental principles of environmental law, such as sustainable development, the polluter-pays principle, precautionary principle and environmental rights, which appear in concrete statutes. It will consider the clean air act, the clean water act, waste control & recycling laws, chemical regulation laws, climate & energy laws, nature reserve laws, biodiversity laws and so on.

科目名	Legal Issues on Corporate Governance in Japan (NAKAMURA)		
担当教員	中村 信男		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course addresses fundamental issues relating to corporate governance through lectures on the basics of Companies Act and related Case Studies. It also provides an insight into comparative company law. This course will be held in spring semester in person.

Lecture materials, comments, assignments, etc. are provided through Moodle,
Special guest lecturer may be invited to give a presentation regarding relevant issue.

科目名	Regulation of Financial Markets in Japan (NAKAMURA)		
担当教員	中村 信男		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course addresses fundamental issues relating to the regulation of financial markets in Japan through lectures on both the basics of the Financial Instruments and Exchange Act and the Companies Act and related Case Studies.

This course will be held in fall semester in person.

Lecture materials, comments, assignments, etc. are provided through Moodle.

Special lecturer may be invited to give a presentation regarding relevant issues.

科目名	Law of Contract and Torts in Japan (SAIGUSA)		
担当教員	三枝 健治		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

In this class, students are expected to make presentation of cases, so that they can understand the basic framework of the Law of Contract and Torts in Japan. Topics include standardized contracts, consumer transactions, Karoshi, PL, punitive damages and so on.

科目名	Chinese Commercial Law (LI)		
担当教員	LI Wenjing		
開講学期	集春	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course introduces students to the framework of commercial law in the People's Republic of China ("PRC"). Due to time constraints, the curriculum primarily focuses on Corporate Law, the cornerstone of commercial law, while also exploring related fields such as Bankruptcy Law and Securities Law.

Key topics include the essential characteristics of companies, agency problems and corporate governance, corporate finance and securities markets, and bankruptcy and creditor protection. We will also examine the intersection of corporate and contract law, liability regimes, and how emerging platforms and technological innovations are challenging classic company law theories. All discussions will be contextualized within the unique legal environment of China.

The course is structured around three main perspectives: examining relevant legal rules and regulations, analyzing the theoretical frameworks underpinning these laws, and assessing their practical performance. This approach allows us to understand not only what the rules are but also why they exist and how they function in practice.

Active participation is highly encouraged, particularly during discussions. To facilitate preparation, selected readings—including relevant statutes and academic papers—will be provided prior to each class.

科目名	Dispute Resolution in China (DING)		
担当教員	丁 相順		
開講学期	集春	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Course Outline:

This course is designed to give the students from countries beyond China an appreciation of the mechanism to resolve disputes in Chinese society. We will begin the course with an examination of the role of law in Chinese society and the framework of Chinese legal system for dispute resolution from introducing the judicial system and approaches to the application and interpretation of law in practice. We then look briefly at the judicial systems and roles of legal professionals in legal practice as well as dispute resolution. Based on the general introduction of abovementioned, this course will be focusing on topics such as resolution of disputes by mediation, arbitration and litigation. Also extra topics covered could be added depend upon students' interests. Students will write papers as final examination. All students will be expected to have prepared well for every class, and to come to class with questions or comments. Grading will be on the basis of the papers, and class participation.

科目名	Comparative Studies of Regional Law I (Endowed Course by Suenobu Foundation)		
担当教員	ミルチン デビッド		
開講学期	集春	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

COURSE DESCRIPTION

The core business of software, artificial intelligence, internet, content, cybersecurity, fintech and other technology companies is to license intellectual property (such as software and content) from their suppliers and licensors, and to license their own intellectual property (including software, content, patents and trademarks) to customers, distributors and other partners.

The goal of this course is to help students gain an understanding of these core licensing agreements of start-up, as well as more mature, technology companies. All of the agreements we will review are actual agreements used by us in technology transactions.

The teaching method will largely be class participation, discussion and analysis of key provisions of software, patent, trademark and content licensing agreements, as well as software-as-a-service agreements, support agreements and service level agreements. We will also review the new AI provisions we are seeing, and go over open source software licenses (such as the GPL, Apache and LGPL agreements), and Creative Commons licenses.

We will review the agreements from both the licensor and licensee positions, and think of the best arguments for each side.

A background in intellectual property is helpful, but is not required. I will explain some of the basic IP principles of copyright, trademark, patent and database protection law (and provide some background reading on these issues), but the focus will be not on the theoretical issues, but on the actual implementation of these doctrines in agreements that technology lawyers negotiate on a daily basis.

科目名	Comparative Studies of Regional Law II (Endowed Course by Suenobu Foundation)		
担当教員	アルメニ キアラ		
開講学期	集春	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

This course will focus on the analysis of the EU policy and legal framework on climate change. The aim of the course is not to be exhaustive, but to combine in-depth discussion of selected topics with a critical understanding of the role of EU law in dealing with climate change. The course will start by focusing on the key concepts, actors and tools surrounding the multi-level governance of climate change in the EU. It will discuss the relationship between international and EU law, and present the actors and institutions involved in climate change mitigation and adaptation in the EU. This introduction will address key questions such as e.g. the constitutional and Treaty foundations of EU climate law, the Paris Agreement, the European Climate Law and the Governance Regulation, as a legal framework for climate neutrality.

The course will then analyse specific legal and policy actions addressing climate change within the EU. This part will focus on specific legal and policy tools, such as the European Union Emissions Trading System (ETS), the Effort Sharing Regulation, the LULUCF regulation and the EU Just Transition Mechanism. It will cover areas such as renewable energy, public participation in climate decision-making, as well as strategic climate litigation in Europe. Across all these topics, we will discuss the legal provisions and policy tools, and explore the conceptual challenges and critiques of these instruments. This course is taught by a combination of frontal teaching and class discussion. Students are expected to prepare for each class and to contribute to class discussion.

科目名	Comparative Studies of Regional Law III (Endowed Course by Suenobu Foundation)		
担当教員			
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

科目名	IT Law		
担当教員	ロドリゲズ サムディオ ルベン		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Since the 60s, information technology has steadily become integral to society. From the development of the first computers, through the expansion of the Internet, and more recently with the leaps in AI, information technologies are no longer limited to the realm of science fiction. This course explores the relationship between IT and the law, focusing on historical, theoretical, and practical elements to give students a broad perspective on how traditional legal principles have adapted to technological advancements and what new institutions emerge from innovation.

科目名	Law & Digital Technology in Asia (LEE)		
担当教員	リ チアン		
開講学期	集春	単位数	2
曜日時限	01:無その他		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

In this course, students will be given a general overview of the legal issues associated with law and digital technologies in Asia generally with a particular emphasis on China.

科目名	Conflict of Laws (SUETOMI)		
担当教員	末富 純子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Try to discuss issues of conflict of laws in case laws and understand the background basic principles and implementation of the regulations as well as the issues remained to be solved in the future.

科目名	Investor-State Dispute Settlement (SUETOMI)		
担当教員	末富 純子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Try to understand the overview of Investor-State Dispute Settlement in various tribunals including international investment arbitration and the process of the Investor-State Dispute Settlement and practice how to implement the process of Investor-State Dispute Settlement

科目名	Sustainable Business Development (SUETOMI)		
担当教員	末富 純子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火5時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Try to understand the overview of new elements in the international trade including human rights, environment protection, renewable energy, resource conservation etc. and how to implement these needs or requirements, new trend/ move over sustainable business developments and discuss the on-going issues

科目名	Comparative Financial Law (KUBOTA)		
担当教員	久保田 隆		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	アジアLLM科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

International Financial Law is one of the major playing field for business lawyers. However, to obtain fundamental knowledge for international financial system, together with contents and differences of related laws of major economies in handy is usually difficult. Thus this class aims to provide students, even if they have no prior understandings, with such skills and knowledge. In this course, students will study financial mechanism and laws from basic to advanced level, with concrete examples. In each class, students are required to report the designated part in the class and will be asked to discuss what differences exist between your systems and Japanese one. Lecturer is happy to support students' understanding of the Japanese financial systems and laws.

The first six classes are prepared for adjusting the class schedule and deciding the textbook based on students' prior knowledge, excursion to the Tokyo Stock Exchange or the World Bank Tokyo Office, my lectures on fundamental matters, and movie watching effective for understanding some financial transactions. The next six classes are students' group and class presentations and discussions about a textbook by the JIGSAW teaching style as shown below. Our tentative textbook material is the selected chapters from Christopher Stoakes, All you need to know about the City Part 2, Longtail.

Though it varies, there are usually about 16 students in this course: such as 8 from US, 2 from Canada, 2 from France, 2 from Germany and 2 from Japan.

Regulatory and transactional law related to international finance will be taught in English based on active learning methods. Regulatory law is positioned as an applied field of internationaleconomic law, administrative law and financial law, while transaction law is positioned as an applied field of private international law and civil andcommercial law.

Regulatory laws related to internationalfinance (Basel Accord, FATF recommendations, etc.) and transaction laws(derivatives, securitization, etc.) will be lectured while actively discussingwith the participants by preparing simple teaching materials and films forreference.

Equivalent to acquisition of practical business fundamentals and study of development and expansion subjects.

Although there are some overlapping issues withfinancial law (banking law, financial instruments law, etc.), those who havenot taken these courses are welcome to apply.

科目名	Trade and Tariffs in a post Free-Trade Era (SUETOMI)		
担当教員	末富 純子		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:月5時限		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Try to understand what would be tips for business negotiations, discuss how to prepare business negotiations, how to implement the plan and how to achieve the goal, and try to use what learned in the scenario of various negotiation situations.

科目名	Civil Law in Japan (YAGAMI)		
担当教員	矢上 浄子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火2時限		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

科目名	Criminal Justice in Japan (HIRAYAMA)		
担当教員	平山 真理		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:金2時限		
科目区分	アジアLL.M.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

2026年度 大学院法学研究科 講義要項

2026年2月25日

科目名	Pacific Settlement of International Disputes (KAWANO)		
担当教員	河野 真理子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:月2時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

科目名	Civil Dispute Resolution in Japan (ISHIDA)		
担当教員	石田 京子		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:木4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

科目名	Constitutional Law in Japan (ABE)		
担当教員	安部 圭介		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火3時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

科目名	Japanese Language (Japanese Legal Terms and Expressions) I (RADEMACHER/SHIM)		
担当教員	下田 啓@ラーデマツハ クリストフ		
開講学期	春期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Being proficient in the Japanese language is an important skill for foreign law graduates who seek to work in Japanese organizations such as corporations or law firms. This course complements the Japanese language courses that LL.M. students are recommended to take at the Center for Japanese Language by focusing on legal terminology and formal language. The course will adapt to the level of Japanese language proficiency of the enrolled students, and is open to students with no prior experience studying Japanese.

科目名	Japanese Language (Japanese Legal Terms and Expressions) II (RADEMACHER/SHI)		
担当教員	下田 啓		
開講学期	秋期	単位数	2
曜日時限	01:火4時限		
科目区分	アジアLLM.科目(選択)	配当年次	1年以上
備考	【対面】		

※講義要項やWebシラバスの記載内容は、履修学生の人数や理解度に応じて、授業開始後に変更される場合があります

授業概要:

Being proficient in the Japanese language is an important skill for foreign law graduates who seek to work in Japanese organizations such as corporations or law firms. This course complements the Japanese language courses that LL.M. students are recommended to take at the Center for Japanese Language by focusing on legal terminology and formal language. The course will adapt to the level of Japanese proficiency that students have acquired in Japanese Legal Terms and Expressions I and elsewhere.

Taking Japanese Legal Terms and Expressions I is ordinarily a prerequisite for taking Japanese Legal Terms and Expressions II; however, in case a student demonstrates strong Japanese language skills, such requirement can be waived.